

令和4年江南市議会12月定例会議案目録

令和4年11月25日

議案第74号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第75号	令和4年度江南市一般会計補正予算（第10号）	P	7
議案第76号	令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）	P	25
議案第77号	江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	P	32
議案第78号	江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	P	36
議案第79号	江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	P	45
議案第80号	江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	125
議案第81号	江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	P	128
議案第82号	江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	P	133
議案第83号	江南市職員の給与に関する条例の一部改正について	P	136
議案第84号	江南市消防団条例の一部改正について	P	140
議案第85号	江南市都市公園条例の一部改正について	P	144
議案第86号	江南市道路占用料条例の一部改正について	P	148
議案第87号	江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について	P	164

議案第 8 8 号	江南市準用河川占用料条例の一部改正について	P	170
議案第 8 9 号	江南市手数料条例の一部改正について	P	176
議案第 9 0 号	江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	P	270
議案第 9 1 号	避難所用プライベートルーム外 7 件売買契約の締結について	P	273
議案第 9 2 号	令和 4 年度江南市一般会計補正予算（第 1 1 号）	P	275
議案第 9 3 号	令和 4 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P	359
議案第 9 4 号	令和 4 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P	373
議案第 9 5 号	令和 4 年度江南市水道事業会計補正予算（第 5 号）	P	385
議案第 9 6 号	令和 4 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P	413

令和4年議案第74号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 柴田 広美

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 柴田広美氏が令和5年3月31日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

柴 田 広 美 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和4年11月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	柴田 広美		自令和 2年 4月 1日 至令和 5年 3月31日
	大池 健弘		自令和 2年10月 1日 至令和 5年 9月30日
	高田 愛子		自令和 3年 4月 1日 至令和 6年 3月31日
	仙田 桂		自令和 3年 7月 1日 至令和 6年 6月30日
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和4年議案第75号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,372,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		千円 2,294,583	千円 137,587	千円 2,432,170
	2 県 補 助 金	723,059	137,587	860,646
19 繰 入 金		3,276,895	78,046	3,354,941
	1 基 金 繰 入 金	3,276,895	78,046	3,354,941
歳 入 合 計		37,156,704	215,633	37,372,337

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 14,711,932	千円 150,083	千円 14,862,015
	1 社 会 福 祉 費	7,259,275	12,436	7,271,711
	2 児 童 福 祉 費	5,619,361	137,647	5,757,008
4 衛 生 費		4,596,259	64,983	4,661,242
	1 保 健 衛 生 費	2,792,931	11,746	2,804,677
	2 清 掃 費	1,698,837	1,560	1,700,397
	3 上 水 道 費	104,491	51,677	156,168
10 教 育 費		3,128,388	567	3,128,955
	4 社 会 教 育 費	414,922	567	415,489
歳 出 合 計		37,156,704	215,633	37,372,337

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
16 県 支 出 金	千円 2,294,583	千円 137,587	千円 2,432,170
19 繰 入 金	3,276,895	78,046	3,354,941
歳 入 合 計	37,156,704	215,633	37,372,337

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民 生 費	千円 14,711,932	千円 150,083	千円 14,862,015
4 衛 生 費	4,596,259	64,983	4,661,242
10 教 育 費	3,128,388	567	3,128,955
歳 出 合 計	37,156,704	215,633	37,372,337

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 137,587	千円	千円	千円 12,496
			64,983
			567
137,587			78,046

2 歳 入

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
16		県支出金	2,294,583	137,587	2,432,170
	2	県補助金	723,059	137,587	860,646
		2 民生費県補助金	600,504	137,587	738,091
19		繰入金	3,276,895	78,046	3,354,941
	1	基金繰入金	3,276,895	78,046	3,354,941
		1 基金繰入金	3,276,895	78,046	3,354,941
		計	37,156,704	215,633	37,372,337

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	137,587	[こども政策課] 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 131,010,000円×10/10 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 6,577,000円×10/10	131,010 6,577
1 基 繰 入 金	78,046	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	

3 歳 出

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者 福祉費	1,581,736	7,988	1,589,724				7,988	11 役 務 費	10
								18 負担金、 補助及び 交 付 金	7,978
2 障害者 福祉費	2,822,286	4,448	2,826,734				4,448	11 役 務 費	8
								18 負担金、 補助及び 交 付 金	4,440
計	7,259,275	12,436	7,271,711				12,436		

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業]	6,370		
・介護サービス事業所等応援金交付事業			
11 役務費	10	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
郵便料			
18 負担金、補助及び交付金	6,360	目的	介護サービス事業所等の安定した事業継続の支援
介護サービス事業所等応援金		内容	応援金の交付
		郵便料	
		補正後53,000円ー補正前43,000円	
		介護サービス事業所等応援金	
		補正後22,950,000円ー補正前16,590,000円	
[高齢者福祉施設維持運営事業]	1,618		
・福祉センター維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）	1,474		
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
原油価格等高騰対策支援金		目的	光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援
		内容	支援金の支給
・高齢者生きがい活動センター維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）	144		
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
原油価格等高騰対策支援金		目的	光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援
		内容	支援金の支給
[自立支援給付事業]	4,448		
・障害者自立支援給付事業（新型コロナウイルス感染症対策）	4,448		
11 役務費	8	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
郵便料			
18 負担金、補助及び交付金	4,440	目的	障害福祉サービス等事業所の安定した事業継続の支援
障害福祉サービス等事業所応援金		内容	応援金の交付
		郵便料	
		補正後39,000円ー補正前31,000円	
		障害福祉サービス等事業所応援金	
		補正後15,300,000円ー補正前10,860,000円	

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,478,245	137,647	2,615,892	137,587			60	1報 酬	402
								3職 員 手当等	401
								4共 済 費	67
								8旅 費	6
								10需 用 費	244
								11役 務 費	2,300
								12委 託 料	3,157
								18負担金、 補助及び 交 付 金	131,070
計	5,619,361	137,647	5,757,008	137,587			60		

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[病児・病後児保育事業]	60		
・病児・病後児保育施設運営事業（新型コロナウィルス感染症対策）	60		
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
病児・病後児保育施設応援金		目的	病児・病後児保育室を運営する医療機関の安定した事業継続の支援
		内容	応援金の交付
			補正後220,000円－補正前160,000円
[子育て世帯臨時特別給付金支給事業]	137,587	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
1 報酬	402		
会計年度任用職員			
3 職員手当等	401		〈特定財源〉
時間外勤務手当		県	131,010千円 131,010,000円×10/10
4 共済費	67	県	6,577千円 6,577,000円×10/10
社会保険料等			
8 旅費	6	目的	食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対する生活支援
費用弁償		内容	対象児童1人につき10,000円の支給
10 需用費	244		
消耗品費	44		
事務用			
印刷製本費	200		
一般事業用			
11 役務費	2,300		
郵便料	1,406		
口座振込手数料	894		
12 委託料	3,157		
システム構築委託料			
18 負担金、補助及び交付金	131,010		
子育て世帯臨時特別給付金			

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	2,759,198	11,746	2,770,944				11,746	10 需用費	15
								11 役 務 費	61
								18 負担金、 補助及び 交 付 金	11,670
計	2,792,931	11,746	2,804,677				11,746		

4 款 衛生費
 2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清 掃 費	1,698,837	1,560	1,700,397				1,560	18 負担金、 補助及び 交 付 金	1,560

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[地域医療推進支援事業] ・地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）	11,746 11,746		
10 需用費	15	★★★★★ 政策的事業	★★★★★
消耗品費	3		
一般事業用			
印刷製本費	12		
一般事業用			
11 役務費	61		
郵便料			
18 負担金、補助及び交付金	11,670		
新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金			
		目的 医療機関等の安定した事業継続の支援	
		内容 応援金の交付	
		一般事業用（消耗品費）	
		補正後9,000円ー補正前6,000円	
		一般事業用（印刷製本費）	
		補正後36,000円ー補正前24,000円	
		郵便料	
		補正後184,000円ー補正前123,000円	
		新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金	
		補正後42,880,000円ー補正前31,210,000円	

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[可燃ごみ収集運搬事業] ・可燃ごみ収集運搬事業（新型コロナウイルス感染症対策）	350 350		
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
原油価格等高騰対策支援金			
		目的 原油価格等の高騰の影響を受ける可燃ごみ収集	
		運搬委託業者への支援	
		内容 支援金の支給	
[分別ごみ収集運搬事業] ・資源ごみ収集運搬事業（新型コロナウイルス感染症対策）	1,000 1,000		
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
原油価格等高騰対策支援金			
		目的 原油価格等の高騰の影響を受ける資源ごみ収集	
		運搬委託業者への支援	
		内容 支援金の支給	

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,698,837	1,560	1,700,397				1,560		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	104,491	51,677	156,168				51,677	18負担金、 補助及び 交付金 3,008	
								27繰出金 48,669	
計	104,491	51,677	156,168				51,677		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>[し尿等収集運搬事業] 210 ・愛北クリーンセンター投入運搬委託事業（ 210 新型コロナウイルス感染症対策） 18 負担金、補助及び交付金 原油価格等高騰対策支援金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 原油価格等の高騰の影響を受ける愛北クリーンセンター投入運搬委託業者への支援 内容 支援金の支給</p>	

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>[水道料金賦課等事業] 3,008 ・水道料金減額協力金交付事業 18 負担金、補助及び交付金 水道料金減額協力金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （独立行政法人都市再生機構中部支社分） 内容 水道料金減額協力金の交付 補正後9,024,000円－補正前6,016,000円</p>	
<p>[企業会計管理事業] 48,669 ・水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス 48,669 感染症対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>目的 水道料金の負担軽減を行う事業者への支援 （江南市水道事業分） 内容 水道料金減額に係る経費の繰出し 補正後146,104,000円－補正前97,435,000円</p>	

歳 出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	317,850	567	318,417				567	18負担金、 補助及び 交付金	567
計	414,922	567	415,489				567		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[図書館維持運営事業] 567 ・図書館指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策） 567 18 負担金、補助及び交付金 原油価格等高騰対策支援金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 光熱費高騰の影響を受ける指定管理者への支援 内容 支援金の支給

令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,687,580 千円	649 千円	1,688,229 千円
第1項 営業収益	1,427,560 千円	△ 52,822 千円	1,374,738 千円
第2項 営業外収益	260,018 千円	53,471 千円	313,489 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,365,923 千円	649 千円	1,366,572 千円
第1項 営業費用	1,344,448 千円	649 千円	1,345,097 千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条本文中「物価高騰」の次に「、電力・ガス・食料品等の価格高騰」を加え、「98,475千円」を「147,144千円」に改める。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収益			1,687,580	649	1,688,229
	1 営業収益		1,427,560	△ 52,822	1,374,738
		1 給水収益	1,359,708	△ 52,822	1,306,886
	2 営業外収益		260,018	53,471	313,489
		2 他会計補助金	98,215	48,669	146,884
		4 消費税及び地方消費税 還付金	25,362	4,802	30,164

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費用			1,365,923	649	1,366,572
	1 営業費用		1,344,448	649	1,345,097
		4 業務費	114,473	649	115,122

令和4年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	235,336
減価償却費	468,754
固定資産除却費	22,600
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,203
長期前受金戻入額	△ 129,440
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	20,173
未収金の増減額（△は増加）	△ 28,203
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,234
未払金の増減額（△は減少）	8,800
小計	593,576
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△ 20,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	573,410
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 757,555
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	154,788
補助金等による収入	66,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 536,255
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 109,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,227
資金増加額（又は減少額）	77,382
資金期首残高	1,087,556
資金期末残高	1,164,938

令和4年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		240,387
	ロ 建物	358,856	
	減価償却累計額	△ 184,310	174,546
	ハ 構築物	20,732,870	
	減価償却累計額	△ 10,358,992	10,373,878
	ニ 機械及び装置	2,203,087	
	減価償却累計額	△ 1,438,741	764,346
	ホ 車両運搬具	12,295	
	減価償却累計額	△ 11,170	1,125
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,539	755
	ト 建設仮勘定		88,030
	有形固定資産合計		11,643,067
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		11,644,459
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		1,164,938
	(2) 未収金	314,118	
	貸倒引当金	△ 500	313,618
	(3) 貯蔵品		1,508
	流動資産合計		1,480,064
	資産合計		13,124,523

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,495,069	
	企業債合計	1,495,069	
	固定負債合計		1,495,069
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,175	
	企業債合計	102,175	
	(2) 未払金		500,576
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,537	
	引当金合計	9,537	
	(4) 預り金		1,697
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	615,985	
5	繰延収益		
	長期前受金		6,353,135
	長期前受金収益化累計額	△ 2,955,891	
	繰延収益合計	3,397,244	
	負債合計		5,508,298

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,395,612	
	資本金合計	6,597,805	
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	358,286	
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	660,134	
	利益剰余金合計	660,134	
	剰余金合計		1,018,420
	資本合計		7,616,225
	負債資本合計		13,124,523

令和4年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,687,580	649	1,688,229		
	1	営業収益	1,427,560	△ 52,822	1,374,738		
		1 給水収益	1,359,708	△ 52,822	1,306,886	1 水道料金	△ 52,822
	2	営業外収益	260,018	53,471	313,489		
		2 他会計補助金	98,215	48,669	146,884	1 他会計補助金	48,669
		4 消費税及び 地方消費税還付金	25,362	4,802	30,164	1 消費税及び 地方消費税 還付金	4,802

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,365,923	649	1,366,572		
	1	営業費用	1,344,448	649	1,345,097		
		4 業務費	114,473	649	115,122	17 委託料	649
		6 減価償却費	468,754		468,754	38 有形固定資産 減価償却費	

[単位:千円]

説	明
水道料金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	
消費税及び地方消費税還付金	

1-1-4 業務費 [単位:千円]

説	明
事	業
備	考
〔水道料金賦課等事業〕 649 ・水道料金等取扱業務委託事業 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ 649千円 一般会計補助金 補正後2,044,000円－補正前1,395,000円 水道料金を一定期間減額するためのシステム改修 補正後2,044,000円－補正前1,395,000円
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 48,020千円 一般会計補助金 補正後144,060,000円－補正前96,040,000円

令和4年議案第77号

江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

江南市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第3条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において、市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは、「江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（審査会への諮問）

第5条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第2条に規定する江南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（江南市個人情報保護条例の廃止）

- 2 江南市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た前項の規定による廃止前の江南市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（1）この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2）この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）及び旧条例第36条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1）この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前にお

いて旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年議案第78号

江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

江南市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、制定する必要があるからであります。

江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、江南市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事項について調査審議するため、江南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）江南市情報公開条例（平成15年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）

第20条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に

応じ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（3）江南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「江南市議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、開

示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

（4）江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下「江南市個人情報保護条例」という。）第5条又は江南市議会個人情報保護条例第50

条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委

員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び江南市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問した江南市議会議長をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第11条に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び江南市議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（江南市議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規

定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することがで

きる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報 の 適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第12条 審査会は、第2条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関又は江南市議会議長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第2条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関及び江南市議会議長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）による廃止前の江南市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第48条の規定より設置された江南市個人情報保護審議会（以下「旧個人情報保護審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、旧個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間とする。

4 旧個人情報保護審議会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審議会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第45条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（江南市情報公開条例の一部改正）

6 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「審査請求及び審議会（第19条—第25条）」を「審査請求（第19条—第21条）」に改める。

第3章の章名中「及び審議会」を削る。

第19条第2項中「江南市情報公開審議会」を「江南市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第20条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条第1項中「江南市情報公開審議会」を「江南市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条から第25条までを次のように改める。

第22条から第25条まで 削除

（江南市情報公開条例の改正に伴う経過措置）

7 施行日前に前項の規定による改正前の江南市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第22条第1項の規定により設置された江南市情報公開審議会（以下「旧情報公開審議会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

8 この条例の施行の際現に旧情報公開審議会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審議会の委員であった者に係る旧情報公開条例第22条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(参 考)

江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）の新旧対照表

江南市情報公開条例（附則第6項関係）

新	旧
目次 第1章及び第2章 (略) 第3章 <u>審査請求(第19条—第21条)</u> 第4章 (略) 附則 第3章 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第19条 (略)	目次 第1章及び第2章 (略) 第3章 <u>審査請求及び審議会(第19条— 第25条)</u> 第4章 (略) 附則 第3章 審査請求 <u>及び審議会</u> (審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第19条 (略)
2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「 <u>江南市情報公開・個人情報保護審査会</u> 」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同	2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「 <u>江南市情報公開審議会</u> 」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3

新	旧
<p>項第2号又は第3号に該当する場合を除く。) にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「<u>受けたとき</u>」と、同法第50条第1項第4号中「<u>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等</u>」とあるのは「<u>江南市情報公開・個人情報保護審査会</u>」とする。</p>	<p>号に該当する場合を除く。) にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「<u>受けたとき</u>」と、同法第50条第1項第4号中「<u>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等</u>」とあるのは「<u>江南市情報公開審議会</u>」とする。</p>
<p>(<u>審査会</u>への諮問)</p>	<p>(<u>審議会</u>への諮問)</p>
<p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>江南市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>江南市情報公開審議会</u>に諮問しなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第22条から第25条まで 削除</p>	<p>(<u>江南市情報公開審議会</u>)</p>
	<p>第22条 <u>この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、江南市情報公開審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、審議会は、情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p>3 <u>審議会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p>

新	旧
	<p>4 <u>委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> <u>(審議会の調査権限)</u></p> <p><u>第23条 審議会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、当該実施機関に対し、当該審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p><u>第24条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第25条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

令和4年議案第79号

江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等のため、必要があるからであります。

江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）

（江南市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 江南市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を

容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「又は」を「及び」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が消滅した」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、江南市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第5号)第8条の2第1項及び江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年条例第4号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準

職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌

日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が

年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（江南市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を、「得た額（以下）の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第9条」を「第5条、第9条」に改める。

附則に次の7項を加える。

（60歳超職員の給料月額の特例）

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - （2）江南市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - （3）江南市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないことと

なる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

（江南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 江南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「で給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(江南市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 江南市職員退職手当支給条例(昭和38年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「をいい、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者を除く」を「をいう」に改める。

第2条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(江南市の休日を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第8条の2第1項の募集(同項第1号に係るものに限る。)に応募して退職した者

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項」に、「25年」を「20年」に、「10年」を「20年」に改め、同条の表第5条第1項の項中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3(当該年数が1年である職員にあつては100分の2)」に改め、同表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」を「100分の3(当該年数が1年である職員にあつては100分の2)」に改める。

第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中

「100分の2」を「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「10年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第9項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則中第2項から第4項までを削る。

附則第5項中「（昭和48年条例第25号（以下「条例第25号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）」を削り、「第5条の3まで」の次に「及び附則第7項から14項まで」を加え、「附則第5項」を「附則第2項」に改め、同項を附則

第2項とする。

附則第6項中「(条例第25号附則第4項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第5条の2」の次に「及び附則第9項」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第7項中「(条例第25号附則第5項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第5条」の次に「又は附則第8項」を加え、「附則第5項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第8項を附則第5項とする。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第6項とし、附則に次の8項を加える。

7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第7項」とする。

8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。

9 江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

10 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 1 1 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「一定の期間（定年に達する日の属する年度の4月1日から当該定年に達する日までの期間とする。）」を「0月」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 1 2 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」と、第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」と、「20年」とあるのは「15年」とする。
- 1 3 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 1 4 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 江南市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 江南市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第7条第1項の項を削り、同表第11条第2項第2号の項及び第14条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第11条第2項第2号の項及び第14条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合においては、江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条の表の第5条第1項の項から第7条第1項の項までの規定は、適用しない」とする。

（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 江南市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(江南市職員の降給に関する条例の一部改正)

第9条 江南市職員の降給に関する条例(平成28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当し、」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年の引上げに伴う経過措置)

2 江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(江南市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 江南市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中江南市職員退職手当支給条例第2条第2項の改正規定(「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。)、同条例第10条の改正規定及び同条例附則第9項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)並びに附則第8条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の江南市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の江南市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができな

い。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任

期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項又は次項の規定により採用することをいう。次項第5号において以下同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第7条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内

で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体標語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第4条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第6条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、

当該職が基準日（令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第7条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第8条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(江南市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の江南市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(第3項から第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第6条の規定による改正後の江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第6条の規定による改正後の江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項並びに第14条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定

の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第3条第1項又は第2項に規定の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(参 考)

江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）の新旧対照表

江南市職員の定年等に関する条例（第1条関係）

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条一第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条一第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日か</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を</u></p>

新	旧
<p>ら起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特</u></p>	<p>超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特</u></p>

新	旧
<p>別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年</u>を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合及び前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員</u>の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅した</u>と認めるときは、当該職員<u>の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p>	<p>別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、<u>1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年</u>を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員</u>の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員<u>の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u></p>

新	旧
<p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例</u> <u>で定める職は、江南市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第5号)第8条の2第1項及び江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年条例第4号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)</u> <u>(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項におい</u></p>	

新	旧
<p><u>て「標準職務遂行能力」という。）及び</u> <u>当該降任等をしようとする職につい</u> <u>ての適性を有すると認められる職に、</u> <u>降任等をする。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮し</u> <u>た上で、管理監督職以外の職のうちで</u> <u>きる限り上位の職制上の段階に属す</u> <u>る職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(3) 当該職員他の職への降任等をす</u> <u>る際に、当該職員が占めていた管理監</u> <u>督職が属する職制上の段階より上位</u> <u>の職制上の段階に属する管理監督職</u> <u>を占める職員（以下この号において</u> <u>「上位職職員」という。）の他の職への</u> <u>降任等もする場合には、第1号に掲げ</u> <u>る基準に従った上での状況その他の</u> <u>事情を考慮してやむを得ないと認め</u> <u>られる場合を除き、上位職職員の降任</u> <u>等をした職が属する職制上の段階と</u> <u>同じ職制上の段階又は当該職制上の</u> <u>段階より下位の職制上の段階に属す</u> <u>る職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等</u> <u>及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等を</u> <u>すべき管理監督職を占める職員につい</u> <u>て、次に掲げる事由があると認めるとき</u> <u>は、当該職員が占める管理監督職に係る</u> <u>異動期間(当該管理監督職に係る管理監</u> <u>督職勤務上限年齢に達した日の翌日か</u> <u>ら同日以後における最初の4月1日まで</u></p>	

新	旧
<p><u>の間をいう。以下この章において同じ。)</u> <u>の末日の翌日から起算して1年を超えな</u> <u>い期間内(当該期間内に定年退職日があ</u> <u>る職員にあっては、当該異動期間の末日</u> <u>の翌日から定年退職日までの期間内。第</u> <u>3項において同じ。)</u>で当該異動期間を延 長し、引き続き当該管理監督職を占める 職員に、当該管理監督職を占めたまま勤 務させることができる。</p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は</u> <u>経験を必要とするものであるため、当</u> <u>該職員の他の職への降任等により生</u> <u>ずる欠員を容易に補充することがで</u> <u>きず公務の運営に著しい支障が生ず</u> <u>ること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の</u> <u>勤務条件に特殊性があるため、当該職</u> <u>員の他の職への降任等による欠員を</u> <u>容易に補充することができず公務の</u> <u>運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当</u> <u>該業務の遂行上重大な障害となる特</u> <u>別の事情があるため、当該職員の他の</u> <u>職への降任等により公務の運営に著</u> <u>しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定に</u> <u>より異動期間(これらの規定により延長</u> <u>された期間を含む。)</u>が延長された管理 監督職を占める職員について、前項各号 に掲げる事由が引き続きあると認める ときは、延長された当該異動期間の末日</p>	

新	旧
<p><u>の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が</u></p>	

新	旧
<p><u>生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、</u></p>	

新	旧								
<p><u>この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(委任)</u></p> <p><u>第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>61年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>62年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>63年</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>64年</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>3 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日</u></p>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>江南市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第5号)第4条第1項に定める行政職給料表の適用を受ける職員の昭和60年3月31日から昭和66年3月31日までの間における第3条の適用については、同条中「年齢60年」とあるのは、昭和60年3月31日においては「年齢56年」とし、昭和60年4月1日から昭和62年3月31日までの間においては「年齢57年」とし、昭和62年4月1日から昭和64年3月31日までの間においては「年齢58年」とし、昭和64年4月1日から昭和66年3月31日までの間においては「年齢59年」とする。</u></p> <p>3 <u>第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、</u></p>
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>								

新	旧
<p><u>を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。</u></p>

江南市職員の給与に関する条例（第2条関係）

新	旧
<p>(初任給、昇給、昇格の基準) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これら</p>	<p>(初任給、昇給、昇格の基準) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これら</p>

新	旧
らの事由を併せて考慮するものとする。	の事由を併せて考慮するものとする。
4 (略)	4 (略)
5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
6～8 (略)	6～8 (略)
<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>	<u>(再任用職員の給料月額)</u>
<u>第7条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	<u>第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>
(通勤手当)	2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支	第11条 同左

新	旧
<p>給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項及び次項</u>において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長の定めるもの（以下<u>この条</u>において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長の定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めると</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めると</p>

新	旧
<p>ころにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号</u>において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号</u>において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの</p>	<p>ころにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの</p>

新	旧
<p>とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(時間外勤務手当)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に</p>	<p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する</p>

新	旧
<p>対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）」とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変</p>	<p>前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の125）」とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正</p>

新	旧
<p>更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割</p>	<p>規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>5 同左</p> <p>(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合</u>は、100分の175）</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 同左</p>

新	旧
<p>合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175) から第2項に規定する市長が規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日の前年度における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員 (市長が規則で定める職</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175) から第2項に規定する市長が規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の</u>基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日の前年度における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員 (市長が規則で定める職員を除く。) につい</p>

新	旧
<p>員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条の2 <u>第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(<u>60歳超職員の給料月額の特例</u>)</p>	<p>ても同様とする。</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条の2 <u>第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p>

新	旧
<p>3 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>江南市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>江南市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>5 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他</u></p>	

新	旧
<p><u>の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>6 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>7 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適</u></p>	

新										旧									
<p><u>用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>																			
<p><u>8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>																			
<p><u>9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>																			
別表第1(第4条関係)										別表第1(第4条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
の区	務									の区	務								
分	の									分	の								
	級										級								
	号	給料		号	給料														

新										旧										
	給	月額		給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)									再任 用職 員以 外の 職員	(略)									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料 月額	再任 用職 員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円											
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900												

江南市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第3条関係）

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）第7条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第8条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は、個々の場合について任命権者が定め</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下で<u>給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）第7条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第8条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は、個々の場合について任命権者が定める。</p>

新	旧
<p>る。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	

江南市職員退職手当支給条例（第4条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職員（江南市職員定数条例（昭和29年条例第5号）第1条に掲げる職員をいう。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくは、これに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（江南市の休日</u><u>を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職員（江南市職員定数条例（昭和29年条例第5号）第1条に掲げる職員をいい、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。</u>以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくは、これに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、</p>

新	旧
<p><u>しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。</u></p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>（1） <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7</u></p>	<p>職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第4条 同左</p> <p>（1） <u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3</u></p>

新	旧
<p><u>第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p><u>(4) 第8条の2第1項の募集(同項第1号に係るものに限る。)に応募して退職した者</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(<u>同項の規定に該当する者を除く。</u>)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の</p>	<p><u>第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(1) 25年以上勤続し、<u>地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(<u>前項の規定に該当する者を除く。</u>)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の</p>

新			旧		
基本額に係る特例)			基本額に係る特例)		
第5条の3 <u>第4条第1項第4号及び第5条第1項</u> (第1号及び第5号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日から一定の期間 (定年に達する日の属する年度の4月1日から当該定年に達する日までの期間とする。) 前までに退職した者であつて、その勤続期間が <u>20年</u> 以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>20年</u> を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第5条の3 <u>第5条第1項</u> (第1号及び第5号を除く。) に規定する者のうち、定年に達する日から一定の期間 (定年に達する日の属する年度の4月1日から当該定年に達する日までの期間とする。) 前までに退職した者であつて、その勤続期間が <u>25年</u> 以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>10年</u> を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第4条第1項及び第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (当該年数が1年である職員にあつては <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額	<u>第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額

新			旧		
第5条及び特 の2第1 項第1 号	定減額 前給料 月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （当該年数が1年である職員にあっては <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額	第5条及び特 の2第1 項第1 号	定減額 前給料 月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第5条 の2第1 項第2 号	退職日 給料月 額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （当該年数が1年である職員にあっては <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額に、	第5条 の2第1 項第2 号	退職日 給料月 額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イの項 (略)			第5条の2第1項第2号イの項 (略)		
第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第6条の3 同左		

新			旧		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条	第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (当該年数が1年である職員にあっては <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の		これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2の項 (略)			第6条の2の項 (略)		
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (当	第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗

新			旧		
		<u>該年数が1年である職員</u> <u>にあつては100分の</u> <u>2) を乗じて得た額の合</u> <u>計額</u>			じて得た額の合計額
第6条 の2第2 号	特定減 額前給 料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数1 年につき <u>100分の3</u> （ <u>当</u> <u>該年数が1年である職員</u> <u>にあつては100分の</u> <u>2) を乗じて得た額の合</u> <u>計額</u>	第6条 の2第2 号	特定減 額前給 料月額	特定減額前給料月額及 び特定減額前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数1 年につき <u>100分の2</u> を乗 じて得た額の合計額
	第5条 の2第1 項第2 号イ	第5条の3の規定により 読み替えて適用する第 5条の2第1項第2号イ	第5条 の2第1 項第2 号イ		第5条の3の規定により 読み替えて適用する第 5条の2第1項第2号イ
	及び退 職日給 料月額	並びに退職日給料月額 及び退職日給料月額に 退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数1年 につき <u>100分の3</u> （ <u>当該</u> <u>年数が1年である職員</u> <u>にあつては100分の2)</u>		及び退 職日給 料月額	並びに退職日給料月額 及び退職日給料月額に 退職の日において定め られているその者に係 る定年と退職の日にお けるその者の年齢との 差に相当する年数1年 につき <u>100分の2</u> を乗じ て得た額の合計額

新			旧		
		を乗じて得た額の合計額			
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合		当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
(退職手当の調整額)			(退職手当の調整額)		
<p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又</p>			<p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又</p>		

新	旧
<p>はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第7条第4項において「休職月等」という。</u>)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下<u>この項及び第5項において「調整月額」という。</u>)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p>	<p>はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>以下「休職月等」という。</u>)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第8条の2 同左</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p>

新	旧
(2) (略)	(2) (略)
2 (略) (失業者の退職手当)	2 (略) (失業者の退職手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で <u>勤務日数が職員みなし日数</u> 以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。	2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で <u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日</u> 以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
3 (略)	3 (略)
4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである <u>職員</u> が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合	4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が定める理由によるものである <u>職員</u> が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合

新	旧
<p>において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した）期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けること</p>	<p>において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した）期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 同左</p>

新	旧
<p>ができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第9項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>10～15 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条第8項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>10～15 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 同左</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編</p>

新	旧
<p>に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 同左</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p>	<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退</p>	<p>6～10 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 同左</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退</p>

新	旧
<p>職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>にあつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>

新	旧
<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>
<p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項</u>までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者</p>	<p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。<u>以下この条</u>において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職</p>

新	旧
<p>が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する江南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎とな</p>	<p>手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する江南市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎とな</p>

新	旧
<p>る職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>る職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

新	旧
<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をし</p>

新	旧
<p>般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>た者が失業手当受給可能者であった場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
	<p><u>2 改正後の職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和38年4月1日から(以下「適用日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 職員に暫定手当が支給される間、新条例第5条第3項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p><u>4 町村合併前の旧町村に在職し引き続き江南市の職員となった者の旧町村における勤続期間は、これを通算する。</u></p>
<p><u>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第2項</u>」とする。</u></p>	<p><u>5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(昭和48年条例第25号(以下「条例第25号」という。)附則第3項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第5項</u>」とする。</p>

新	旧
<p><u>3</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び<u>附則第9項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p><u>6</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者 <u>(条例第25号附則第4項の規定に該当する者を除く。)</u>で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>4</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条 <u>又は附則第8項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第2項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p><u>7</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者 <u>(条例第25号附則第5項の規定に該当する者を除く。)</u>で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第5項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p>
<p><u>6</u> <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」とし、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により</p>	<p><u>9</u> <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」とし、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により</p>

新	旧
<p>就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>とする。</p> <p>7 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額について準用する。<u>この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第7項」とする。</u></p> <p>8 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によること</u></p>	<p>就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>とする。</p>

新	旧
<p><u>なく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、<u>同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。</u></p> <p>9 <u>江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額</u>の改定は、<u>給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>10 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p>11 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に</u></p>	

新	旧
<p><u>限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「一定の期間（定年に達する日の属する年度の4月1日から当該定年に達する日までの期間とする。）」を「0月」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</u></p> <p><u>12 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」と、第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」と、「20年」とあるのは「15年」とする。</u></p> <p><u>13 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年</u></p>	

新	旧
<p><u>である職員にあつては100分の2)」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>14 <u>当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>	

江南市職員の育児休業等に関する条例（第5条関係）

新	旧
<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）及び（2） （略）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 同左 （1）及び（2） （略）</p>

新	旧																				
<p><u>(3) 江南市職員の定年等に関する条例</u> <u>第9条の規定により異動期間（同条の</u> <u>規定により延長された期間を含む。）</u> <u>を延長された管理監督職を占める職</u> <u>員</u></p> <p><u>(4) (略)</u> (育児短時間勤務をすることができない 職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で 定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 江南市職員の定年等に関する条例</u> <u>第9条の規定により異動期間（同条の</u> <u>規定により延長された期間を含む。）</u> <u>を延長された管理監督職を占める職</u> <u>員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与 条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務の承認を受けた 職員（育児休業法第17条の規定による勤 務をすることとなった職員を含む。以下 「育児短時間勤務職員等」という。）に ついての給与条例の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる給与条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)</td> <td style="width: 50%;">第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table>	第7条	とする	に、算出率を乗じて得	第1項		た額とする	<p><u>(3) (略)</u> (育児短時間勤務をすることができない 職員)</p> <p>第10条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与 条例の特例)</p> <p>第17条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)</td> <td style="width: 50%;">第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table>	第7条	とする	に、算出率を乗じて得	第1項		た額とする
第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table>	第7条	とする	に、算出率を乗じて得	第1項		た額とする														
第7条	とする	に、算出率を乗じて得																			
第1項		た額とする																			
第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)	第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第7条</td> <td style="width: 33%;">とする</td> <td style="width: 33%;">に、算出率を乗じて得</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td></td> <td>た額とする</td> </tr> </table>	第7条	とする	に、算出率を乗じて得	第1項		た額とする														
第7条	とする	に、算出率を乗じて得																			
第1項		た額とする																			

新			旧		
第11条 第2項 第2号	<u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)	第11条 第2項 第2号	<u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第14条 第3項 及び第 4項た だし書	<u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	育児短時間勤務職員等	第14条 第3項 及び第 4項た だし書	<u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	育児短時間勤務職員等
第18条第4項及び第5項並びに第19条第3項の項及び第18条第6項の項 (略)			第18条第4項及び第5項並びに第19条第3項の項及び第18条第6項の項 (略)		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第20条 同左		
第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)			第5条第1項の項～第5条第4項の項 (略)		
第11条	<u>定年前</u>	地方公務員の育児休業	第11条	<u>再任用</u>	地方公務員の育児休業

新			旧		
第2項 第2号	<u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	等に関する法律(平成3 年法律第110号)第18条 第1項の規定により採 用された職員(以下「短 時間勤務職員」とい う。)	第2項 第2号	<u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	等に関する法律(平成3 年法律第110号)第18条 第1項の規定により採 用された職員(以下「短 時間勤務職員」とい う。)
第14条 第3項 及び第 4項た だし書	<u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	短時間勤務職員	第14条 第3項 及び第 4項た だし書	<u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	短時間勤務職員
第21条 の2	<u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員</u>	短時間勤務職員	第21条 の2	<u>再任用</u> <u>職員</u>	短時間勤務職員
(部分休業をすることができない職員)			(部分休業をすることができない職員)		
第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。			第21条 同左		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。))を除く。)			(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。))を除く。)		
(部分休業の承認)			(部分休業の承認)		
第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同			第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同		

新	旧
<p>じ。)の承認は、正規の勤務時間（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p><u>（給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u></p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条の表の第5条第1項の項から第7条第1項の項までの規定は、適用しない」とする。</u></p>	<p>じ。)の承認は、正規の勤務時間（江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p>

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第6条関係）

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただ</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただ</p>

新	旧
<p>し、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で</p>	<p>し、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務</p>

新	旧
<p>当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 同左</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

公益的法人等への職員の派遣に関する条例 (第7条関係)

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p>

新	旧
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>江南市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第8条関係)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤</p>

新	旧
<p>務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

江南市職員の降給に関する条例（第9条関係）

新	旧
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職</u></p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>とする。</u></p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格</u></p>

新	旧
<p>員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(定年の引上げに伴う経過措置)</u></p> <p><u>2 江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p><u>3 第5条の規定は、江南市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>

令和4年議案第80号

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市土地開発基金を減額し、一般会計に繰り入れるため、改正する必要があるからであります。

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「811,778,864円」を「460,295,948円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い余剰となる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより繰り入れるものとする。

(参 考)

江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>460,295,948円</u>とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>811,778,864円</u>とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

令和4年議案第81号

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる必要があるからであります。

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 江南市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用者に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p>	<p>(自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用者に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p>

新	旧
<p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>2 (略) (ポスターの作成に係る公費の支払)</p>	<p>2 (略) (ポスターの作成に係る公費の支払)</p>
<p>第5条 江南市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額と<u>316,250円</u>に3分の2を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙が行われる区域における</p>	<p>第5条 江南市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額と<u>310,500円</u>に3分の2を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙が行われる区域におけるポ</p>

新	旧
<p>ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>スター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

令和4年議案第82号

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部改正について

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正
に伴い、江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成に要する経費に係
る公費負担の限度額を引き上げる必要があるからであります。

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に
関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について
適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

令和4年議案第83号

江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、救急救命士が救急作業に従事した場合における消防手当の支給額を改めるため、必要があるからであります。

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3 危険勤務以外の勤務であって他の職員と特に異なる勤務に従事する職員に支給する手当の項中

「

救急作業	1件につき150円
------	-----------

」を

「

救急救命士の資格を有する職員が行う救急作業	1件につき250円 (救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った場合にあっては、当該額に250円を加算した額)
上記以外の職員が行う救急作業	1件につき150円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			
(特殊勤務手当)			
第12条 (略)			
2 特殊勤務手当の種類、名称、勤務内容及び支給額は、別表第3に定めるところによる。			
3 (略)			
別表第3(第12条関係)			
種類	名称	勤務内容	支給額
身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与えるおそれのある勤務（以下「危険勤務」という。）に従事する職員に支給する手当の項 (略)			
危険勤務以外の勤務であって他の職員と特に異なる勤務に従事する職員に支給する手当	消防手当	火災等作業	1件につき500円
		<u>救急救命士の資格を有する職員が行う救急作業</u>	1件につき250円 (救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った場合にあつては、当該額に250円を加算した額)
		<u>上記以外の職員が行う救急作業</u>	1件につき150円
	清掃作業手当	(略)	
民生手当	(略)		
備考 (略)			

旧

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

2 特殊勤務手当の種類、名称、勤務内容及び支給額は、別表第3に定めるところによる。

3 (略)

別表第3(第12条関係)

種類	名称	勤務内容	支給額
身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与えるおそれのある勤務（以下「危険勤務」という。）に従事する職員に支給する手当の項 (略)			
危険勤務以外の勤務であつて他の職員と特に異なる勤務に従事する職員に支給する手当	消防手当	火災等作業	1件につき500円
		<u>救急作業</u>	<u>1件につき150円</u>
	清掃作業手当	(略)	
	民生手当	(略)	

備考 (略)

令和4年議案第84号

江南市消防団条例の一部改正について

江南市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、消防団員の処遇の改善を図るため、費用弁償の額等を改める必要があるからであります。

江南市消防団条例の一部を改正する条例（案）

江南市消防団条例（昭和30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

区分	水火災その他の災害			警戒	訓練 (災害活動)	その他
	2時間以下のとき	2時間を超え6時間以下のとき	6時間を超えるとき			
出動（1回）	円 2,500	円 4,000	円 8,000	円 2,000	円 2,500	円 2,000

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の江南市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生する出動から適用し、同日前に発生した出動については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市消防団条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新						
(費用弁償)						
第16条 団員には、次の費用弁償を支給する。						
(1) 水火災その他の災害、警戒、訓練等に出動した場合は、別表第2による額を支給する。						
(2) (略)						
2 (略)						
<u>別表第2(第16条関係)</u>						
区分	水火災その他の災害			警戒	訓練 (災害活動)	その他
	2時間以下のとき	2時間を超え6時間以下のとき	6時間を超えるとき			
<u>出動(1回)</u>	円 <u>2,500</u>	円 <u>4,000</u>	円 <u>8,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,500</u>	円 <u>2,000</u>

旧

(費用弁償)

第16条 団員には、次の費用弁償を支給する。

(1) 水火災その他の災害、警戒、訓練等に出動した場合は、別表第2による額を支給する。

(2) (略)

2 (略)

別表第2(第16条関係)

<u>区分</u>	<u>水火災その他の災害</u>	<u>警戒</u>	<u>訓練等</u>
<u>出動(1回)</u>	円	円	円
	<u>2,300</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>

令和4年議案第85号

江南市都市公園条例の一部改正について

江南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市道路占用料条例の改正に伴い、都市公園の占用に係る使用料の額を改定する必要があるからであります。

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

江南市都市公園条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

「

94

」を「

85

」に、「1,900」を「1,700」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			旧		
(使用料)					
第10条 次の各号に掲げる許可（次項及び第7項において「許可」という。）を受けた者からは、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。					
(1) (略)					
(2) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第4に定める額					
2及び3 (略)					
4 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表第4に定める額に、当該使用の期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。					
5～7 (略)					
別表第4(第10条関係)			別表第4(第10条関係)		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>
第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>
第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>
第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>	第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>
第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>
その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>	その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>
共架電線その他上空に設ける線類の項 (略)			共架電線その他上空に設ける線類の項 (略)		
変圧塔その他 これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	変圧塔その他 これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>
公園施設の設置の項 (略)			公園施設の設置の項 (略)		

新	旧
備考 (略)	備考 (略)

令和4年議案第86号

江南市道路占用料条例の一部改正について

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた道路占用料の額に改定する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市道路占用料条例（昭和46年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第32条の規定により市長の許可を受けた者」を「法第32条第1項又は第3項の規定により市長の許可を受けた者及び法第35条の規定による同意を得た者並びに電線共同溝に係る占用にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により市長の許可を受け、又は同法第21条の規定により協議が成立した者」に改める。

第4条第1項第1号中「占用期間」を「占用期間（電線共同溝にあつては、当該占用許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該占用許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間。以下同じ。）」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

「	「	「	「
94	85	6	5

」を」に、」を」に、「920」を「830」に、「570」を「510」に、「1,900」を「1,700」に、「790」を「720」に、「2,300」を「2,400」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

「

40	36
57	51

」を」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条第	自動運行	法第2条	地下に設	長さ1メートル1年	5
--------	------	------	------	-----------	---

第1項第3号に掲げる施設	補助施設	第2項第5号に規定する自動運行装置による	けるもの	につき		
			検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき		1,400
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		850
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		510
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき		1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき		1,700		

別表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「1,100」を「1,200」に、「680」を「710」に、「1,900」を「1,700」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

「	「
23	24
230	240

」を」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「230」を「240」に、「2,300」を「2,400」に、「1,500」を「1,400」に、

「
2 3

「
2 4

」を」に、「1, 100」を「1, 200」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「1, 900」を「1, 700」に改め、同表令第7条第3号に掲げる施設の項中「0. 034」を「0. 033」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「230」を「240」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「190」を「170」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項中「0. 015」を「0. 014」に、「0. 024」を「0. 023」に、「0. 034」を「0. 033」に改め、同表令第7条第9号に掲げる施設の項中「0. 015」を「0. 014」に改め、同表令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0. 024」を「0. 023」に改め、同表令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項中「0. 015」を「0. 014」に、「0. 024」を「0. 023」に、「0. 034」を「0. 033」に改め、同表令第7条第12号に掲げる器具の項中「0. 034」を「0. 033」に改め、同表令第7条第13号に掲げる施設の項中「0. 015」を「0. 014」に、「0. 024」を「0. 023」に、「0. 034」を「0. 033」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新
<p>(占用料の徴収の範囲)</p> <p>第2条 占用料は、道路の占用について<u>法第32条第1項又は第3項の規定により市長の許可を受けた者及び法第35条の規定による同意を得た者並びに電線共同溝に係る占用にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により市長の許可を受け、又は同法第21条の規定により協議が成立した者</u>（以下「道路占用者」という。）から徴収する。</p>
<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額とする。別表によりがたいものについては、その都度市長が定める。</p>
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、道路占用者に対し、占用許可書を交付するときに、次の各号の区分により徴収する。</p> <p>(1) <u>占用期間（電線共同溝にあつては、当該占用許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該占用許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間。以下同じ。）</u>が2会計年度以上にわたるものについては、初年度分については占用許可のときに月割の計算により徴収し、翌年度以降については、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する。</p> <p>(2) 占用期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、月をもって定めたもので1月に満たないものについては1月として計算した額を徴収する。また、日をもって定めたものについては占用日数に別表占用料を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料は、別表占用料に定める額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。</p>
<p>別表(第3条、第4条関係)</p>

新

占有物件の種類	区分	単位	占有料	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>	
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>	
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>	
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>	
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>	
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類 (略)			
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>	
その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>	

新						
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	<u>150</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	<u>200</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	<u>360</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			長さ1メートル1年につき	<u>510</u>	
	外径が1メートル以上のもの			長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検	地下に設	長さ1メートル1年につき	<u>5</u>	
			けるもの	つき		
		知の対象	その他の	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>	
		として設置する導線その他の線類	もの	つき		
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	<u>1,400</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>	
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>		

新				
法第32条第1項 第4号に掲げる 施設		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室 (略)			
	上空に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,200</u>	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>710</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メー トル1日につき	<u>24</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>	
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕（令第7条第4 号に掲げる工 事用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方メー トル1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メー	<u>240</u>

新				
			トル1月につき	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		（略）	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	その他のもの		（略）	

新

令第7条第10号 に掲げる施設 及び自動車駐 車場	建築物 その他のもの (略)	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
令第7条第12号 に掲げる器具		占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用 道路(高架のものに限る。)の路 面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき 占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
備考	(略)		

旧

(占用料の徴収の範囲)

第2条 占用料は、道路の占有について法第32条の規定により市長の許可を受けた者
(以下「道路占有者」という。) から徴収する。

(占用料の額)

第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額とする。別表によりがたいもの
については、その都度市長が定める。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、道路占有者に対し、占有許可書を交付するときに、次の各号の区
分により徴収する。

(1) 占有期間が2会計年度以上にわたるものについては、初年度分については占有
許可のときに月割の計算により徴収し、翌年度以降については、毎年度当該年度
分を4月30日までに徴収する。

(2) 占有期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、月をもって
定めたもので1月に満たないものについては1月として計算した額を徴収する。ま
た、日をもって定めたものについては占有日数に別表占用料を乗じて得た額を徴
収する。

2 前項の規定にかかわらず、占有期間が1月未満のものについての占用料は、別表占
用料に定める額に、当該占有期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間
で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。

別表(第3条、第4条関係)

旧				
占有物件の種類	区分	単位	占有料	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>	
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>	
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>	
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>	
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>	
	その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類 (略)			
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>790</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>	
その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>57</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>85</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>	

旧			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
<u>法第32条第1項</u> <u>第3号及び第4</u> <u>号に掲げる施</u> <u>設</u>		<u>占用面積1平方メー</u> <u>トル1年につき</u>	<u>1,900</u>

旧			
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室 (略)		
	上空に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,100</u>
	地下に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>680</u>
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,900</u>
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トル1日につき <u>23</u>
	その他のもの		占用面積1平方メー トル1月につき <u>230</u>
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平方メー トル1月につき <u>230</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき <u>2,300</u>
	標識		1本1年につき <u>1,500</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本1日につき <u>23</u>
		その他のもの	1本1月につき <u>230</u>
	幕（令第7条第4 号に掲げる工 事用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方メー トル1日につき <u>23</u>
		その他のもの	その面積1平方メー トル1日につき <u>230</u>

旧				
			トル1月につき	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,300</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	<u>190</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		（略）	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	その他のもの		（略）	

旧			
令第7条第10号 に掲げる施設 及び自動車駐 車場	建築物	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額
	その他のもの (略)		
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.015</u> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額
令第7条第12号 に掲げる器具		占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用 道路(高架のものに限る。)の路 面下に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.015</u> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額
備考	(略)		

令和4年議案第87号

江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた公共用物使用料の額に改定するため、改正する必要があるからであります。

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市公共用物の管理に関する条例（昭和47年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線その他これらに類するものの項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

「	「		
<table border="1"><tr><td>94</td></tr></table>	94	<table border="1"><tr><td>85</td></tr></table>	85
94			
85			

」を」に、「1,900」を「1,700」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中

「	「				
<table border="1"><tr><td>40</td></tr><tr><td>57</td></tr></table>	40	57	<table border="1"><tr><td>36</td></tr><tr><td>51</td></tr></table>	36	51
40					
57					
36					
51					

」を」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表看板の項中「2,300」を「2,400」に改め、同表その他のものの項中「0.0484」を「0.0464」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				旧			
(使用料)							
第7条 (略)							
2 使用料の額は、会計年度ごとに当該会計年度内において許可を受けた使用の期間又は数量に応じて、別表に定めるところに従って計算して得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。							
3 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月未満のものについての使用料は、別表使用料に定める額に、当該使用期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。							
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
使用物件の種類	区分	単位	使用料	使用物件の種類	区分	単位	使用料
電柱、電線その他これらに類するものの	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	電柱、電線その他これらに類するものの	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>		第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)			共架電線その他上空に設ける線類	(略)	

新				旧			
	その他のもの	使用面積 1平方メートル 1年につき	<u>1,700</u>		その他のもの	使用面積 1平方メートル 1年につき	<u>1,900</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>36</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>40</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>57</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>85</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	<u>170</u>

新				旧			
	メートル 未満の もの	長さ 1 メートル	<u>200</u>		メートル 未満の もの	長さ 1 メートル	<u>230</u>
	外径が0.3 メートル 以上0.4 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>360</u>		外径が0.3 メートル 以上0.4 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>400</u>
	外径が0.4 メートル 以上0.7 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>510</u>		外径が0.4 メートル 以上0.7 メートル 未満の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>570</u>
	外径が0.7 メートル 以上1メー トル未満 のもの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>1,000</u>		外径が0.7 メートル 以上1メー トル未満 のもの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>1,100</u>
	外径が1 メートル 以上の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>2,400</u>		外径が1 メートル 以上の もの	長さ 1 メートル 1年につ き	<u>2,300</u>
看板		表示面積 1平方 メートル 1年につ き	<u>2,400</u>	看板		表示面積 1平方 メートル 1年につ き	<u>2,300</u>
その他の		使用面積 Aに	<u>0.0464</u>	その他の		使用面積 Aに	<u>0.0484</u>

新				旧			
もの		1 平 方 メートル 1年につ き	を乗じて 得た額	もの		1 平 方 メートル 1年につ き	を乗じて 得た額
備考 (略)				備考 (略)			

令和4年議案第88号

江南市準用河川占用料条例の一部改正について

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた準用河川
占用料の額に改定するため、改正する必要があるからであります。

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市準用河川占用料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線その他これらに類するものの項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

「

94

「

85

」を」に、「1,900」を「1,700」に改め、同

表水管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するものの項中

「

40
57

「

36
51

」を」に、「85」を「77」に、「110」を「10

0」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表看板の項中「2,300」を「2,400」に改め、同表その他のものの項中「0.0484」を「0.0464」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				旧				
(占用料の徴収)								
第2条 (略)								
2 占用料の額は、別表に定めるところによる。								
3 (略)								
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料	
電柱、電線その他 これらに類するもの	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>	電柱、電線その他	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>	これらに類するもの	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>	
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>	の	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>	
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>	
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>	
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>	
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類 (略)				共架電線その他上空に設ける線類 (略)			
	その他のもの	占用面積 1平方メートル 1年につき		<u>1,700</u>	その他のもの	占用面積 1平方メートル 1年につき		<u>1,900</u>

新				旧							
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>36</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>40</u>				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>51</u>		水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>57</u>			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>77</u>			水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>85</u>		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>100</u>				水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>110</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>150</u>					水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートルにつき	<u>200</u>						水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.3メートル以上	長さ1メートルにつき

新				旧			
	以上0.4メートル未満のもの	1年につき			以上0.4メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	<u>1,100</u>
看板		表示面積1平方メートル	<u>2,400</u>	看板		表示面積1平方メートル	<u>2,300</u>
その他のもの		占有面積1平方メートル	Aに <u>0.0464</u> を乗じて得た額	その他のもの		占有面積1平方メートル	Aに <u>0.0484</u> を乗じて得た額
備考	(略)			備考	(略)		

新	旧

令和4年議案第89号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表5 土木関係の表低炭素建築物新築等計画認定の項中「。以下この表において「低炭素化促進法」という。」を削り、

「

共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	5,200円	
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
		申請に係る戸数が11以上のもの	1件	29,100円	
建築物全体又は建築	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	(1) 住宅の用途に供する共用の部分(以下	

物全体及び住戸に係るもの	の			この表において「共用部分」という。)がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。以下この表において同じ。)には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 10,300円 イ 300平方メートルを超える場合 17,900円 (2) 住戸及び
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	

					<p>共用部分以外の部分(以下この表において「非住宅部分」という。)がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての</p> <p>(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。</p>
--	--	--	--	--	---

」を

「

共同住宅等	建築物全体又は複合建築物	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。)第4条第3項第1号に規定
	(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
	26)第10条第1項第1号の建築物)	1棟の総戸数が6以	1件	17,500円	

27年 法律第 53号	上10 以下の もの			する共用部分 (以下この表 において「共用 部分」という。)
) 第1 1条第 1項に 規定す る非住 宅部分 (以下 この表 におい て「非 住宅部 分」と いう。) 及び同 項に規 定する 住宅部 分(以 下この 表にお いて 「住宅 部分」 とい う。)を 有する 建築物 をい う。以	1棟の 総戸数 が11 以上の もの	1件	29,100円	がある場合(申 請に係る設計 一次エネル ギー消費量の 算出の基礎に 共用部分が含 まれている場 合に限る。以下 この表におい て同じ。)には、 当該共用部分 の床面積の合 計についての 次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ次 に定める額を 加算する。 ア 300平 方メートル 以内の場合 10,30 0円 イ 300平 方メートル を超える場 合 17,9 00円

<p>下この表において同じ。)の住宅部分に係るもの</p>				<p>(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p>
<p>複合建築物の非住宅部分に係るもの</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件</p>	<p>10,300円</p>	
	<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超</p>	<p>1件</p>	<p>17,900円</p>	

	えるもの		
--	------	--	--

」に、

「

共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	37,100円	
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
		申請に係る戸数が11以上のもの	1件	148,300円	
建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	建築物全体又は住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる
		1棟の総戸数	1件	74,900円	

るもの	が2以上5以下のもの			場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	ア 300平方メートル以内の場合 118,500円
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	イ 300平方メートルを超える場合 149,700円 (2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に

係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300平方メートル以内の場合
95,000円

イ 300平方メートルを超える場合
121,000円

(3) 非住宅部分がある場合
((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次

					に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 248,400円 イ 300平方メートルを超える場合 311,200円
--	--	--	--	--	--

」を

「

共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 118,500円 イ 300平方メートル
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
		1棟の	1件	148,300円	

<p>総戸数が11以上のもの</p>	<p>を超える場合 149,700円</p> <p>(2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 95,000円</p> <p>イ 300平</p>
--------------------	---

					<p>方メートルを超える場合 121,000円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 248,400円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 311,200円</p>
複合	非住宅	非住宅部分の	1件	95,000円	

建築物の非住宅部分に係るもの	住宅部分の全部分が	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	非住宅部分の建築省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件 121,000円

2) に定める基準に係るものであるもの			
その他のもの	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メートル以内 のもの	1件	248,400円
	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方	1件	311,200円

		メートルを超えるもの		
--	--	------------	--	--

」に

改め、同表低炭素建築物新築等計画変更認定の項中

「

建築物 全体又は建築物全体 及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 6,200円 イ 300平方メートルを超える場合 10,700円 (2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

				積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。
--	--	--	--	---

」を

「

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 6,200円 イ 300平方メートルを超える場合 10,700円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

	もの			(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	6,200円	
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	10,700円	

	えるもの		
--	------	--	--

」に、

「

建築物 全体又は建築物全体 及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 60,300円 イ 300平方メートルを超える場合 76,600円 (2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	

(2) 及びロ
(2)に定める
基準に係るも
のである場合
に限る。)には、
当該非住宅部
分の床面積の
合計について
の次に掲げる
場合の区分に
応じ、それぞれ
次に定める額
を加算する。

ア 300平
方メートル
以内の場合
48,60
0円

イ 300平
方メートル
を超える場
合 62,3
00円

(3) 非住宅部
分がある場合
((2)に規定
する場合を除
く。)には、当
該非住宅部分
の床面積の合
計についての
次に掲げる場

				合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 125,200円 イ 300平方メートルを超える場合 157,400円
--	--	--	--	---

」を

「

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 60,300円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	

もの			イ 300平方メートルを超える場合
1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	76,600円 (2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。) ア 300平方メートル以内の場合
			48,600円

				<p>0円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 62,300円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 125,200円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 157,400円</p>
--	--	--	--	--

複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	非 住 宅 部 分 の 全 部 が	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メート ル以内 のもの	1件	48,600円
	建 築 物 省 エ ネ 法 基 準 省 令 第 1 0 条 第 1 号 イ (2) 及 び	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メート ルを超 えるも の	1件	62,300円

ロ (2) に 定 め る 基 準 に 係 る も の で あ る も の			
そ の 他 の も の	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 の 0平方 メート ル以内 のもの	1件	125,200円
	非住宅 部分の 床面積 の合計	1件	157,400円

	が30 0平方 メートルを 超えるも の		
--	----------------------------------	--	--

」に改め、同

表建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定の項中

「

共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	5,200円	
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
		申請に係る戸数が11以上のもの	1件	29,100円	
	建築物	1棟の	1件	5,200円	(1) 共用部分

全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	戸数が1のもの			<p>がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 10,300円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 17,900円</p> <p>(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。</p>
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	

」を

「

共同住宅等	建築物全体又は複合建築物	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	<p>(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 10,300円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 17,900円</p> <p>(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及び</p>
	の住宅部分に係るもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
		1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	

					イに定める額を 加算する(複 合建築物の住 宅部分に係る ものを除く。)
複合建 築物の 非住宅 部分に 係るも の	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メートル 以内の もの	1件		10,300円	
	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メートル を超 えるも の	1件		17,900円	

」に、

「

共同住 宅等	住戸の みに係 るもの	申請に 係る戸 数が1 のもの	1件	37,100円
		申請に	1件	74,900円

	係る戸数が2以上5以下のもの			
	申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
	申請に係る戸数が11以上のもの	1件	148,300円	
建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 118,500円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	

もの			イ 300平
1棟の 総戸数 が11 以上の もの	1件	148,300円	方メートル を超える場 合 149, 700円 (2) 非住宅部 分がある場合 (非住宅部分 の全部が建築 物省エネ法基 準省令第10 条第1号イ (2)及びロ (2)に定める 基準に係るも のである場合 に限る。)には、 当該非住宅部 分の床面積の 合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する。 ア 300平 方メートル 以内の場合 95,00 0円 イ 300平 方メートル

					<p>を超える場合 121,000円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 248,400円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 311,200円</p>
--	--	--	--	--	--

」を

「

共同住宅等	建築物全体又は複合建築物	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の
-------	--------------	------------	----	---------	-----------------------------

の住宅部分に係るもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 118,500円 イ 300平方メートルを超える場合 149,700円 (2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	

					<p>場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 95,000円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 121,000円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2) に規定する場合を除く。) には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るも</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>のを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 248,400円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 311,200円</p>
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円	
	建築物	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円	

10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			
その	非住宅	1件	248,400円
の	部分の		

	他	床面積		
	の	の合計		
	も	が30		
	の	0平方		
		メートル		
		以内		
		のもの		
	非住宅	部分の	1件	311,200円
		床面積		
		の合計		
		が30		
		0平方		
		メートル		
		を超える		
		もの		

」に

改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項中

「

建築物 全体又は建築 物全体 及び住 戸に係 るもの	1棟の	1件	3,200円	(1) 共用部分 がある場合に は、当該共用部 分の床面積の 合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する。 ア 300平方 メートル
	戸数が 1のもの			
	の			
	1棟の	1件	6,200円	
	総戸数			
	が2以 上5以 下のも の			
	1棟の	1件	10,500円	
	総戸数			

	が6以上10以下のもの			<p>以内の場合 6,200円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 10,700円</p> <p>(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。</p>
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

」を

「

建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	

に係るもの	の			を加算する。
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	ア 300平方メートル以内の場合 6,200円
	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	イ 300平方メートルを超える場合 10,700円 (2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が30	1件	6,200円	

の	0平方メートル以内のもの		
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	10,700円

」に、

「

建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 60,300円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	

もの			イ 300平方メートルを超える場合
1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	76,600円
			(2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
			ア 300平方メートル以内の場合 48,600円
			イ 300平方メートル

				<p>を超える場合 62,300円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 125,200円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 157,400円</p>
--	--	--	--	---

」を

「

建築物全体、建築物全体及	1棟の戸数が1のも	1件	19,200円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の
--------------	-----------	----	---------	-----------------------------

び住戸 又は複 合建築 物の住 宅部分 に係る もの	1棟の 総戸数 が2以 上5以 下のも の	1件	38,500円	合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する。 ア 300平 方メートル 以内の場合 60,300 円 イ 300平 方メートル を超える場 合 76,600 円 (2) 非住宅部 分がある場合 (非住宅部分 の全部が建築 物省エネ法基 準省令第10 条第1号イ (2)及びロ (2)に定める 基準に係るも のである場合 に限る。)には、 当該非住宅部 分の床面積の 合計について の次に掲げる
	1棟の 総戸数 が6以 上10 以下の もの	1件	54,500円	
	1棟の 総戸数 が11 以上の もの	1件	77,100円	

場合の区分に
応じ、それぞれ
次に定める額
を加算する(複
合建築物の住
宅部分に係る
ものを除く。)

ア 300平
方メートル
以内の場合
48,60
0円

イ 300平
方メートル
を超える場
合 62,3
00円

(3) 非住宅部
分がある場合
((2)に規定
する場合を除
く。)には、当
該非住宅部分
の床面積の合
計についての
次に掲げる場
合の区分に応
じ、それぞれ次
に定める額を
加算する(複合
建築物の住宅
部分に係るも

					のを除く。) ア 300平方メートル以内の場合 125,200円 イ 300平方メートルを超える場合 157,400円
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件		48,600円	
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件		62,300円	

10 条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの				
その部分の	非住宅	1件	125,200円	

他 の も の	床面積 の合計 が30 の0平方 メートル 以内 のもの		
	非住宅 部分の 床面積 の合計 が30 0平方 メートル を超える もの	1件	157,400円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				
(区分及び金額)				
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。				
別表（第3条関係）				
5 土木関係				
区分		単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項				(略)
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関（以下この表において	一戸建て住宅 共同住宅等	(略)	
		建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー	1棟の戸数が1のもの 1棟の総戸数が2	1件 1件
			5,200円	10,300円
				(1) <u>建築物エネルギー消費性</u> <u>能基準等を定める省令</u> （平成28年経済産業

新						
「適合性確認機関」という。)が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた	<u>ギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表において</u>	以上5以下のもの				<u>省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。)第4条第3項第1号に規定する共用部分(以下この表において「共用部分」という。)がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。以下この表において同じ。)には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</u> ア 300平方
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

新

	場 合 等」と いう。)	同じ。)の 住宅部分 に係るもの				メートル以 内の場合 1 0,300円 イ 300平方 メートルを 超える場合 17,900円 (2) <u>非住宅部分</u> がある場合には、当該非住宅 部分の床面積 の合計につい ての(1)ア及び イに掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ (1)ア及びイに 定める額を加 算する(<u>複合建 築物の住宅部 分に係るもの</u> を除く。)
		<u>複合建築</u> <u>物の非住</u> <u>宅部分に</u> <u>係るもの</u>	<u>非住宅部</u> <u>分の床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>10,300円</u>	
			<u>非住宅部</u>	<u>1件</u>	<u>17,900円</u>	

新							
				分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			
		その他の建築物 (略)					
その他	の	一戸建て住宅 (略)					
場合		共同住宅等					
		建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) (略)	
			1棟の総戸数が2以上5以下	1件	74,900円	(2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準	

新						
				下のもの		
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円
						<p>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合には、</p> <p>限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 95,000円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 121,000円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合(2)に規定する場合を除く。)には、当</p>

新

				<u>宅</u> <u>部</u> <u>分</u> <u>に</u> <u>係</u> <u>る</u> <u>も</u> <u>の</u>	<u>基準</u> <u>省令</u> <u>第10</u> <u>条第</u> <u>1号</u> <u>イ(</u> <u>2)及</u> <u>びロ</u> <u>(2)</u> <u>に定</u> <u>める</u> <u>基準</u> <u>に係</u> <u>るも</u> <u>ので</u> <u>ある</u> <u>もの</u>	<u>分の床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>るもの</u>		
				<u>その</u>	<u>非住宅部</u>	<u>1件</u>	<u>248,400円</u>	
				<u>他の</u> <u>もの</u>	<u>分の床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ル以内の</u> <u>もの</u>			
					<u>非住宅部</u>	<u>1件</u>	<u>311,200円</u>	
					<u>分の床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メート</u> <u>ルを超え</u>			

新							
				<u>るもの</u>			
		その他の建築物 (略)					
低炭素建築物新築等計画変更認定	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅 (略)					
		共同住宅等	住戸のみに係るもの (略)				
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1) (略)
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	
			複合建築物の住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	6,200円	
				非住宅部分の床面積の合計	1件	10,700円	

新						
				が 300 平方メートルを超えるもの		
		その他の建築物 (略)				
その他	一戸建て住宅 (略)					
の場合	共同住宅	住戸のみに係るもの (略)				
等		建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	(1) (略) (2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
			1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	

新						
						超える場合 157,400円
			複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	非住 宅部 分の床面 積の合計 が300平 方メー トル以内 の 省エ ネ法 基準 省令 第10 条第 1号 イ(2) 及び びロ (2) に定 める 基準 に係 るも ので ある もの	1件	<u>48,600円</u>
			住 宅 部 分 に 係 る も の	非住 宅部 分の床面 積の合計 が300平 方メー トルを超 えるも の	1件	<u>62,300円</u>
			そ 他 の も の	非住 宅部 分の床面 積の合計	1件	<u>125,200円</u>

新						
					が300平方メートル以内のもの	
				非住宅部	1件	157,400円
				分の床面積の合計		
				が300平方メートルを超えるもの		
	その他の建築物 (略)					
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物 省エネルギー 消費性能 適合性判定 に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの	1件	121,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項及び次項において「計画」という。)の変更に係る場合にあつては、62,300円)	(1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	311,200円(計画の変更に係る場合にあつては、157,400円)		

新

消費性能向上
計画に係る同
法第35条第1項
又は第36条第1
項の認定にお
ける評価の方
法と同様の評
価の方法によ
り建築物エネ
ルギー消費性
能適合性判定
を行うことと
なる場合にお
ける当該手数
料の額は、当該
手数料に係る
手数料の額の
欄及び(1)の規
定にかかわら
ず、建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画認
定(計画の変更
に係る場合に
あつては、建
築物エネルギー
消費性能向上
計画変更認定)
に係る建築物
のエネルギー

新

消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の区分に相当する額とする。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項
(略)

建築物エネルギー消費	計画適合性確認機関が認めた場合	一戸建て住宅	(略)
		共同住宅等	

新

性能 向上 計画 認定	等			建築物全	1棟の戸	1件	5,200円	(1) (略) (2) 非住宅部分 がある場合に は、当該非住宅 部分の床面積 の合計につい ての(1)ア及び イに掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ (1)ア及びイに 定める額を加 算する(複合建 築物の住宅部 分に係るもの を除く。)
				体又は複	数が1の			
				合建築物	もの			
				の住宅部	1棟の総	1件	10,300円	
				分に係る	戸数が2			
もの	以上5以 下のもの							
				1棟の総	戸数が6	1件	17,500円	
				以上10以 下のもの				
				1棟の総	戸数が11	1件	29,100円	
				以上のも の				
				複合建築	非住宅部	1件	10,300円	
				物の非住	分の床面			

新					
			宅部分に係るもの	積の合計が300平方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	<u>17,900円</u>
		その他の建築物 (略)			
その他	の場合	一戸建て住宅 (略)			
		共同住宅等			

新							
			建築物全 体又は複 合建築物	1棟の戸 数が1の もの	1件	37,100円	(1) (略) (2) 非住宅部分 がある場合(非 住宅部分の全 部が建築物省 エネ法基準省 令第10条第1号 イ(2)及びロ (2)に定める基 準に係るもの である場合に 限る。)には、 当該非住宅部 分の床面積の 合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する(複 合建築物の住 宅部分に係る ものを除く。) ア 300平方 メートル以 内の場合 9 5,000円 イ 300平方 メートルを 超える場合
			<u>の住宅部 分に係る もの</u>	1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	74,900円	
				1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	105,400円	
				1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件	148,300円	

新

				の	築物	ル以内の		
				非	省エ	もの		
				住	ネ法	非住宅部	1件	<u>121,000円</u>
				宅	基準	分の床面		
				部	省令	積の合計		
				分	第10	が300平		
				に	条第	方メート		
				係	1号	ルを超え		
				る	イ(るもの		
				も	2)及			
				の	びロ			
					(2)			
					に定			
					める			
					基準			
					に係			
					るも			
					ので			
					ある			
					もの			
				その	非住宅部	分の床面	1件	<u>248,400円</u>
				他の	積の合計			
				もの	が300平			
					方メート			
					ル以内の			
					もの			
					非住宅部	分の床面	1件	<u>311,200円</u>
					積の合計			

新						
				非住宅部 分の床面 積の合計 が300平 方メート ルを超え るもの	1件	10,700円
		その他の建築物 (略)				
その他	一戸建て住宅 (略)					
の場合	共同住宅	住戸のみに係るもの (略)				
	等	建築物全 体、 <u>建築</u> <u>物全体及</u> <u>び住戸又</u> <u>は複合建</u> <u>築物の住</u> <u>宅部分に</u> 係るもの	1棟の戸 数が1の もの	1件	19,200円	(1) (略) (2) 非住宅部分 がある場合（ 非住宅部分の 全部が建築物 省エネ法基準 省令第10条第1 号イ(2)及びロ (2)に定める基 準に係るもの である場合に 限る。）には、 当該非住宅部 分の床面積の 合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する(複
			1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	38,500円	
			1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	54,500円	
			1棟の総 戸数が11 以上のもの	1件	77,100円	

新

								<p><u>合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</u></p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 48,600円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 62,300円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合 ((2)に規定する場合を除く。)</p> <p>には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(<u>複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)</u></p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 1</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

新							
							25,200円 イ 300平方メートルを超える場合 157,400円
			複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	非住 宅部 分の 積の 合計 が300 平方 メートル 以内 の もの	非住宅部 分の床 面積の 合計 が300 平方 メートル を超 える もの	1件	<u>48,600円</u>
			住 宅 部 分 に 係 る も の	省エ ネ法 基準 省令 第10 条第 1号 イ(2) 及び びロ (2) に定 める 基準 に係 るも ので ある もの	非住宅部 分の床 面積の 合計 が300 平方 メートル を超 える もの	1件	<u>62,300円</u>

新						
			その 他の もの	非住宅部 分の床面 積の合計 が300平 方メート ル以内の もの	1件	<u>125,200円</u>
				非住宅部 分の床面 積の合計 が300平 方メート ルを超え るもの	1件	<u>157,400円</u>
		その他の建築物 (略)				
		建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項～屋外広告物の項 (略)				
		備考 (略)				

旧

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表 (第3条関係)

5 土木関係

区分		単位	金額	備考	
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項				(略)	
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「低炭素化促進法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適	一戸建て住宅	(略)		
	共同住宅	住戸のみ申請に係る戸数が1のもの	1件	5,200円	
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
		申請に係る戸数が11以上のもの	1件	29,100円	
		建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るも	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円
			1棟の総戸数が2	1件	10,300円
				(1) <u>住宅の用途に供する共用の部分</u> (以下この表において「共用部分」と	

旧							
合すると市長が定める機関（以下この表において「適合性確認機関」という。）が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表にお	の	以上5以	1棟の総	1件	17,500円	いう。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。以下この表において同じ。）には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 10,300円 イ 300平方メートルを超える場合 17,900円 (2) <u>住戸及び共用部分以外の部分</u> （以下この表において「非	
		下のもの					戸数が6以上10以下のもの
		1棟の総					戸数が11以上のもの

旧

		<p>いて「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。</p>							<p><u>住宅部分</u>という。)がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。</p>

旧

		その他の建築物 (略)				
その他	一戸建て住宅 (略)					
の場合	共同住宅 等	住戸のみ に係るもの	申請に係 る戸数が 1のもの	1件	37,100円	
			申請に係 る戸数が 2以上5以 下のもの	1件	74,900円	
			申請に係 る戸数が 6以上10 以下のもの	1件	105,400円	
			申請に係 る戸数が 11以上の もの	1件	148,300円	
		建築物全 体又は建 築物全体 及び住戸 に係るもの	1棟の戸 数が1の もの	1棟の総 戸数が2 以上5以	1件	37,100円

旧							
				下のもの			<u>費性能基準等</u>
				1棟の総戸数が6以上10以下	1件	105,400円	<u>を定める省令</u> <u>(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)</u>
				下のもの			
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	<u>以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。)</u> 第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 95,000円 イ 300平方メートルを超える場合

旧							
							<p>121,000円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 248,400円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 311,200円</p>

旧

旧							
			その他の建築物 (略)				
低炭素建築物新築等計画変更認定	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅 (略)					
		共同住宅	住戸のみに係るもの (略)				
		等	建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1) (略)
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

旧						
			その他の建築物 (略)			
その他	一戸建て住宅 (略)					
の場合	共同住宅	住戸のみに係るもの (略)				
等	建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	建築物全	1棟の戸	1件	19,200円	(1) (略)
		体又は建	数が1の			(2) 非住宅部分
		築物全体	もの			がある場合 (
		及び住戸	1棟の総	1件	38,500円	非住宅部分の
		に係るも	戸数が2			全部が建築物
		の	以上5以			省エネ法基準
			下のもの			省令第10条第1
			1棟の総	1件	54,500円	号イ(2)及びロ
			戸数が6			(2)に定める基
			以上10以			準に係るもの
			下のもの			である場合に
			1棟の総	1件	77,100円	限る。)には、
			戸数が11			当該非住宅部
			以上のも			分の床面積の
			の			合計について
						の次に掲げる
						場合の区分に
						応じ、それぞれ
						次に定める額
						を加算する。
						ア 300平方
						メートル以
						内の場合

旧							
							<p>48,600円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合</p> <p>62,300円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合</p> <p>125,200円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合</p> <p>157,400円</p>

旧						

旧						
		その他の建築物 (略)				
建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	建築物 省エネ 法基準 省令第 1条第1 項第1 号ロに 定める 基準に 係る建 築物	床面積(特定建築行為に係る 床面積(建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法 律施行令(平成28年政令第8 号)第4条第1項に規定する床 面積をいう。)をいう。以下 この項及び次項において同 じ。)の合計が300平方メー トル以上のもの	1件	121,000円(建築 物エネルギー消 費性能確保計画 (以下この項及 び次項において 「計画」という。 の変更に係る場 合にあつては、 62,300円)	(1) (略) (2) 建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律第 34条第3項各号 に掲げる事項 が記載されて いる同法第37 条に規定する 認定建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 に係る同項に 規定する他の 建築物につき 当該認定建築 物エネルギー	
	その他 の建築 物	床面積の合計が300平方メー トル以上のもの	1件	311,200円(計画 の変更に係る場 合にあつては、 157,400円)		

旧					
					<p>消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び(1)の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定)に係る建築物のエネルギー</p>

旧

消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号) 第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合
(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の区分に相当する額とする。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項
(略)

建築物エネルギー消費	計画適合性確認機関が認めた場合	一戸建て住宅 (略)				
		共同住宅等	住戸のみ	申請に係る戸数が	1件	5,200円
			に係るもの	1のもの		
			申請に係る	1件	10,300円	

				旧			
性能 向上 計画 認定	等			る戸数が			
				2以上5以			
				下のもの			
				申請に係	1件		<u>17,500円</u>
				る戸数が			
				6以上10			
				以下のも			
の							
申請に係	1件		<u>29,100円</u>				
る戸数が							
11以上の							
もの							
建築物全	1棟の戸	1件		5,200円	(1) (略) (2) 非住宅部分 がある場合に は、当該非住宅 部分の床面積 の合計につい ての(1)ア及び イに掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ (1)ア及びイに 定める額を加 算する。		
体又は建	数が1の						
築物全体	もの						
及び住戸	1棟の総	1件		10,300円			
に係るも	戸数が2						
の	以上5以						
	下のもの						
	1棟の総	1件		17,500円			
	戸数が6						
	以上10以						
	下のもの						
	1棟の総	1件		29,100円			
	戸数が11						
	以上のも						
	の						

旧						
		その他の建築物 (略)				
その他	一戸建て住宅 (略)					
の場合	共同住宅	住戸のみ	申請に係	1件		<u>37,100円</u>
	等	に係るもの	る戸数が			
		の	1のもの			
			申請に係	1件		<u>74,900円</u>
			る戸数が			
			2以上5以			
			下のもの			
			申請に係	1件		<u>105,400円</u>
			る戸数が			
			6以上10			
			以下のもの			
			申請に係	1件		<u>148,300円</u>
			る戸数が			
			11以上の			
			もの			

旧							
			建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	(1) (略)
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	ア 300平方メートル以内の場合 95,000円
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	イ 300平方メートルを超える場合 121,000円
							(3) 非住宅部分がある場合 (

旧							
							<p>(2) に規定する場合を除く。) には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 248,400円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 311,200円</p>

旧

旧							
			その他の建築物 (略)				
建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 変更 認定	計画適 合性確 認機関 が認め た場合 等	一戸建て住宅 (略)					
		共同住宅 等	住戸のみに係るもの (略)				
			建築物全 体又は建 築物全体	1棟の戸 数が1の もの	1件	3,200円	(1) (略)
			及び住戸 に係るも の	1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	6,200円	(2) 非住宅部分 がある場合に は、当該非住宅 部分の床面積 の合計につい ての(1)ア及び イに掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ (1)ア及びイに 定める額を加 算する。
				1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	10,500円	
		1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件	17,500円			

旧						
			その他の建築物 (略)			
その他 の場合	共同住宅 等	一戸建て住宅 (略)				
		住戸のみに係るもの (略)				
		建築物全 体又は建 築物全体	1棟の戸 数が1の もの	1件	19,200円	(1) (略)
		及び住戸 に係るも の	1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	38,500円	(2) 非住宅部分 がある場合（ 非住宅部分の 全部が建築物 省エネ法基準 省令第10条第1 号イ(2)及びロ (2)に定める基 準に係るもの である場合に 限る。）には、 当該非住宅部 分の床面積の 合計について の次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める額 を加算する。
			1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	54,500円	
		1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件	77,100円		

旧							
							<p>ア 300平方メートル以内の場合 48,600円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 62,300円</p> <p>(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 125,200円</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 157,400円</p>

旧									

旧			
		その他の建築物	(略)
		建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項～屋外広告物の項 (略)	
		備考 (略)	

令和4年議案第90号

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制を導入するため、必要があるからであります。

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員については、第6条、第9条及び第17条の規定は、適用しない。

(参 考)

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
の新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第6条、第9条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第6条、第9条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

令和4年議案第91号

避難所用プライベートルーム外7件売買契約の締結について

令和4年10月18日指名競争入札に付した避難所用プライベートルーム外7件の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 避難所用プライベートルーム外7件の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 20,585,400円 |
| 4 契約の相手方 | 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会
代表取締役 溝口 元也 |

提案理由

この案を提出するのは、避難所用プライベートルーム外7件を購入するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮売買契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 避難所用プライベートルーム外7件
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 別紙仕様書のとおり

2 契約金額 金 20,585,400 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,871,400 円)

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和5年3月17日

5 納入場所 江南市指定避難所 26 箇所

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と株式会社三陽商会（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

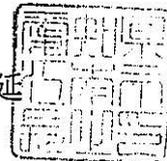
令和4年10月19日

江南市

発注者

市長

澤田 和延



住所

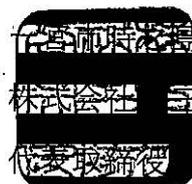
受注者 氏名

代表者

〒470-0001 愛知県江南市字中屋敷 29 番地

株式会社 三陽商会

代表取締役 溝口 元也



令和4年議案第92号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,689,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		千円 477,666	千円	千円 477,666
	2 手数料	140,996		140,996
15 国庫支出金		5,510,885	16,158	5,527,043
	1 国庫負担金	3,229,970	8,560	3,238,530
	2 国庫補助金	1,915,535	7,714	1,923,249
	4 国庫交付金	345,750	△116	345,634
16 県支出金		2,432,170	1,637	2,433,807
	1 県負担金	1,307,838	3,296	1,311,134
	2 県補助金	860,646	△1,771	858,875
	3 委託金	252,752		252,752
	4 県交付金	10,934	112	11,046
18 寄附金		15,884	1,576	17,460
	1 寄附金	15,884	1,576	17,460
19 繰入金		3,354,941	298,084	3,653,025
	1 基金繰入金	3,354,941	298,084	3,653,025
歳入合計		37,372,337	317,455	37,689,792

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 262,879	千円 △11,033	千円 251,846
	1 議会費	262,879	△11,033	251,846
2 総務費		7,013,934	1,844	7,015,778
	1 総務管理費	6,287,993	19,018	6,307,011
	2 徴税費	423,307	△6,389	416,918
	3 戸籍住民基本台帳費	178,737	864	179,601
	6 監査委員費	32,425	△11,649	20,776
3 民生費		14,862,015	△42,052	14,819,963
	1 社会福祉費	7,271,711	10,097	7,281,808
	2 児童福祉費	5,757,008	△51,946	5,705,062
	3 生活保護費	1,818,883	△203	1,818,680
4 衛生費		4,661,242	211,012	4,872,254
	1 保健衛生費	2,804,677	△2,531	2,802,146

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 清掃費	1,700,397	213,527	1,913,924
	3 上水道費	156,168	16	156,184
5 労働費		153,399	△23	153,376
	1 労働費	153,399	△23	153,376
6 農林水産業費		239,442	△5,276	234,166
	1 農業費	231,538	△5,276	226,262
7 商工費		840,028	152,097	992,125
	1 商工費	840,028	152,097	992,125
8 土木費		2,604,995	△13,568	2,591,427
	1 土木管理費	191,525	△7,235	184,290
	2 道路橋りょう費	592,181	△244	591,937
	3 河川費	95,147	4,066	99,213
	4 都市計画費	1,119,685	△2,284	1,117,401
	6 下水道費	588,868	△7,871	580,997
9 消防費		988,378	△17,996	970,382
	1 消防費	988,378	△17,996	970,382
10 教育費		3,128,955	42,450	3,171,405
	1 教育総務費	400,059	△9,038	391,021
	2 小学校費	581,004	24,346	605,350
	3 中学校費	375,337	10,466	385,803
	4 社会教育費	415,489	2,120	417,609
	5 保健体育費	1,357,066	14,556	1,371,622
歳出	合計	37,372,337	317,455	37,689,792

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 使用料及び手数料	477,666		477,666
15 国庫支出金	5,510,885	16,158	5,527,043
16 県支出金	2,432,170	1,637	2,433,807
18 寄附金	15,884	1,576	17,460
19 繰入金	3,354,941	298,084	3,653,025
歳入合計	37,372,337	317,455	37,689,792

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	262,879	△11,033	251,846
2 総務費	7,013,934	1,844	7,015,778
3 民生費	14,862,015	△42,052	14,819,963
4 衛生費	4,661,242	211,012	4,872,254
5 労働費	153,399	△23	153,376
6 農林水産業費	239,442	△5,276	234,166
7 商工費	840,028	152,097	992,125
8 土木費	2,604,995	△13,568	2,591,427
9 消防費	988,378	△17,996	970,382
10 教育費	3,128,955	42,450	3,171,405
歳出合計	37,372,337	317,455	37,689,792

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△11,033
7,674			△5,830
11,898		656	△54,606
△46		873	210,185
			△23
112			△5,388
			152,097
			△13,568
△1,839			△16,157
△4		47	42,407
17,795		1,576	298,084

2 歳 入

14 款 使用料及び手数料

15 款 国庫支出金

16 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
14	使用料及び手数料	477,666		477,666
	2 手数料	140,996		140,996
	5 土木手数料	6,939		6,939
15	国庫支出金	5,510,885	16,158	5,527,043
	1 国庫負担金	3,229,970	8,560	3,238,530
	1 民生費国庫負担金	3,226,270	8,560	3,234,830
	2 国庫補助金	1,915,535	7,714	1,923,249
	1 総務費国庫補助金	921,778	7,674	929,452
	2 民生費国庫補助金	813,674	40	813,714
	4 国庫交付金	345,750	△116	345,634
	1 民生費交付金	268,409	△77	268,332
	2 衛生費交付金	13,256	△37	13,219
	4 教育費交付金	24,603	△2	24,601
16	県支出金	2,432,170	1,637	2,433,807

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 土 木 管 理 手 数 料			
1 社会福祉費 負 担 金	8,713	[福祉課] 特別障害者手当等給付費負担金 障害者自立支援医療給付費負担金	2,121 6,592
3 生活保護費 負 担 金	△153	[福祉課] 被保護者就労支援事業費負担金	
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 補 助 金	7,674	[市民サービス課] 個人番号カード交付事務費補助金	
1 社会福祉費 補 助 金	△19	[福祉課] 地域生活支援事業費補助金	
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	59	[こども政策課] 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事務費補助金 [保育課] 医療的ケア児保育支援事業費補助金	△129 326 △199 61
1 児 童 福 祉 費 交 付 金	△77	[こども政策課] 子ども・子育て支援交付金	
1 保 健 衛 生 費 交 付 金	△37	[健康づくり課] 子ども・子育て支援交付金	
1 教 育 総 務 費 交 付 金	△2	[こども政策課] 子ども・子育て支援交付金	

歳 入

16款 県支出金

18款 寄附金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
	1 県負担金	1,307,838	3,296	1,311,134
	1 民生費県負担金	1,306,445	3,296	1,309,741
	2 県補助金	860,646	△1,771	858,875
	2 民生費県補助金	738,091	79	738,170
	3 衛生費県補助金	42,478	△9	42,469
	7 消防費県補助金	1,839	△1,839	0
	8 教育費県補助金	48,813	△2	48,811
	3 委託金	252,752		252,752
	1 総務費委託金	248,589		248,589
	4 県交付金	10,934	112	11,046
	2 農林水産業費交付金	3,193	112	3,305
18	寄附金	15,884	1,576	17,460
	1 寄附金	15,884	1,576	17,460
	2 教育費寄附金	1,100	47	1,147
	3 民生費寄附金		656	656
	4 衛生費寄附金		873	873

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	3,296	[福祉課] 障害者自立支援医療給付費負担金	
1 社会福祉費 補助金	126	[福祉課] 特別障害者手当等支給費補助金 地域生活支援事業費補助金	136 △10
2 児童福祉費 補助金	△47	[こども政策課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金 [保育課] 医療的ケア児保育支援事業費補助金	△77 30
1 保健衛生費 補助金	△9	[健康づくり課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金	
1 消防費 補助金	△1,839	[消防署] 南海トラフ地震等対策事業費補助金	
1 教育総務費 補助金	△2	[こども政策課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金	
1 徴税費 委託金			
1 農業費 交付金	112	[農政課] 農地利用最適化交付金 112,000円×10/10	
1 社会教育費 寄附金	47	[生涯学習課] 寄附金	
1 児童福祉費 寄附金	656	[保育課] 寄附金	
1 保健衛生費 寄附金	873	[健康づくり課] 寄附金	

歳 入

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金	3,354,941	298,084	3,653,025
	1 基金繰入金	3,354,941	298,084	3,653,025
	1 基金繰入金	3,354,941	298,084	3,653,025
	計	37,372,337	317,455	37,689,792

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基金繰入金	298,084	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金 江南市土地開発基金繰入金	△53,398 351,482

3 歳 出

1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節			
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 議会費	262,879	△11,033	251,846				△11,033	1報 酬 △5,400	2給 料 1,038	3職 員 手 当 等 △5,228	4共 済 費 △1,443
計	262,879	△11,033	251,846				△11,033				

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 地 方 創 生 推 進 費	144,954	1,534	146,488				1,534	2給 料 2,166	3職 員 手 当 等 △818	4共 済 費 186

歳 出
 2款 総務費
 1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 秘書 政策費	3,906,538	16,112	3,922,650				16,112	1報酬	3,802
								2給料	△1,047
								3職員 手当等	19,233
								4共済費	△5,891
								8旅 費	15
3 市民 生活費	37,094	1,423	38,517				1,423	4共済費	△173
								10需用費	1,596

2-1-1 地方創生推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
4 共済費	217	
職員共済組合負担金		
〔シティプロモーション事業〕	△31	
・ホームページ運営事業		
4 共済費		
社会保険料等		
〔人件費等〕	16,378	
1 報酬	3,802	
会計年度任用職員		
2 給料	△1,047	
一般職給		
3 職員手当等	19,233	
扶養手当	△318	
地域手当	△82	
住居手当	875	
通勤手当	41	
時間外勤務手当	△101	
期末手当	△3,315	
勤勉手当	△358	
退職手当	22,760	
児童手当	△285	
管理職員特別勤務手当	16	
4 共済費	△5,625	
職員共済組合負担金	△1,319	
社会保険料等	△3,992	
労働保険料	△314	
8 旅費	15	
費用弁償		
〔人事管理事業〕	△252	
・会計年度任用職員活用事業		
4 共済費		
社会保険料等	△241	
労働保険料	△11	
〔共済事務受託事業〕	△14	
4 共済費		
社会保険料等		
〔布袋ふれあい会館維持運営事業〕	1,596	
・布袋ふれあい会館運営事業		
10 需用費		
光熱水費		
電気使用料		
		補正後5,021,000円ー補正前3,425,000円
〔市民相談事業〕	△173	
・市民相談員事業		
4 共済費		
社会保険料等		

歳 出
2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
5 行 政 改 革 推 進 費	419,673	△617	419,056				△617	2給 料	334
								3職 員 手 当 等	△688
								4共 済 費	△263
6 財 政 費	1,270,737	△6,154	1,264,583				△6,154	2給 料	△2,912
								3職 員 手 当 等	△2,741
								4共 済 費	△1,271
								12委 託 料	770
7 行 政 事 務 費	236,537	8,198	244,735				8,198	2給 料	△964
								3職 員 手 当 等	△80
								4共 済 費	398
								10需 用 費	8,844

2-1-5 行政改革推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】 △617 2 給料 334 一般職給 3 職員手当等 △688 扶養手当 240 地域手当 34 通勤手当 △220 時間外勤務手当 △115 期末手当 △940 勤勉手当 34 児童手当 240 管理職員特別勤務手当 39 4 共済費 △263 職員共済組合負担金	
	【人件費等】 △6,924 2 給料 △2,912 一般職給 3 職員手当等 △2,741 扶養手当 △296 地域手当 △193 住居手当 △324 通勤手当 86 時間外勤務手当 421 期末手当 △1,682 勤勉手当 △578 児童手当 △195 管理職員特別勤務手当 20 4 共済費 △1,271 職員共済組合負担金 △1,250 社会保険料等 △21 【決算関係事業】 770 12 委託料 システム改修委託料	地方単独事業（ソフト）の「見える化」調査に係る システム改修
	【人件費等】 △618 2 給料 △964 一般職給 3 職員手当等 △80 管理職手当 595 扶養手当 188 地域手当 △10 住居手当 234 通勤手当 31 時間外勤務手当 △251 期末手当 △842 勤勉手当 38 児童手当 △90 管理職員特別勤務手当 27 4 共済費 426 職員共済組合負担金	

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
8 防災 安全費	203,035	438	203,473				438	2給料 132	
								3職員 手当等 △674	
								4共済費 △399	
								10需用費 1,379	

2-1-7 行政事務費 [単位：千円]

説		明	
事業		備	考
〔入札・契約・物品購入・検収事業〕 4 共済費 社会保険料等	△14		
〔庁舎等維持運営事業〕 ・ 庁舎等維持運営事業 4 共済費 社会保険料等 10 需用費 光熱水費 電気使用料 ガス使用料	8,830 △14 8,844 6,194 2,650	電気使用料 補正後21,841,000円－補正前15,647,000円 ガス使用料 補正後8,942,000円－補正前6,292,000円	
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△749 132 △674 △110 2 50 371 △751 △240 4 △207		
〔防災センター維持運営事業〕 ・ 防災センター運営事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	1,379		補正後4,410,000円－補正前3,031,000円
〔交通安全対策事業〕 ・ 交通安全指導事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△101 △79 △22		
〔放置自転車対策事業〕 ・ 放置自転車対策事業 4 共済費 社会保険料等	△91		

歳 出
2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
9 会 計 管 理 費	68,316	△1,916	66,400				△1,916	2給 料 △408	△1,015
								3職 員 手 当 等	△493
								4共 済 費	
計	6,287,993	19,018	6,307,011				19,018		

2 款 総務費
2 項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税 務 費	274,082	△5,732	268,350				△5,732	2給 料 △1,410	△3,539
								3職 員 手 当 等	△783
								4共 済 費	

2-1-9 会計管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	△1,916
	2 給料	△408
	一般職給	
	3 職員手当等	△1,015
	地域手当	△24
	通勤手当	116
	時間外勤務手当	264
	期末手当	△886
	勤勉手当	△445
	児童手当	△40
	4 共済費	△493
	職員共済組合負担金	

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	△5,825
	2 給料	△1,410
	一般職給	
	3 職員手当等	△3,539
	扶養手当	△788
	地域手当	△132
	住居手当	△236
	通勤手当	△27
	時間外勤務手当	836
	期末手当	△2,336
	勤勉手当	△463
	児童手当	△405
	管理職員特別勤務手当	12
	4 共済費	△876
	職員共済組合負担金	
	〔個人賦課事業〕	122
	4 共済費	
	社会保険料等	132
	労働保険料	△10

歳 出
 2款 総務費
 2項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 収納費	149,225	△657	148,568				△657	2給 料	839
								3職 員 手 当 等	△1,186
								4共 済 費	△310
計	423,307	△6,389	416,918				△6,389		

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔税諸証明書交付事業〕 ・ 税諸証明書交付事業 4 共済費 社会保険料等	△29 〈特定財源〉 県 △29千円 県民税徴収取扱費委託金 補正後993,000円—補正前1,022,000円
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料等	△640 839 △1,186 153 239 73 39 △273 △153 △948 △400 80 4 △293 △273 △20
	〔滞納市税等訪問徴収事業〕 ・ 訪問徴収事業 4 共済費 社会保険料等	△17

歳 出
 2款 総務費
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 本 台 帳 費	178,737	864	179,601	7,674			△6,810	1報 酬	485
								2給 料	△2,196
								3職 員 等 手 当 等	△1,476
								4共 済 費	△1,509
								8旅 費	7
								10需 用 費	380
								11役 務 費	165
								12委 託 料	4,116
								13使 用 料 及 賃 借 料	89
								17備 品 購 入 費	803
計	178,737	864	179,601	7,674			△6,810		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	
	2 給料	△6,810
	一般職給	△2,196
	3 職員手当等	△3,105
	管理職手当	△595
	扶養手当	63
	地域手当	△164
	住居手当	201
	通勤手当	153
	時間外勤務手当	136
	期末手当	△2,183
	勤勉手当	△987
	児童手当	270
	管理職員特別勤務手当	1
	4 共済費	△1,509
	職員共済組合負担金	
	〔住民基本台帳等事業〕	7,674
	・個人番号カード関連事業	2,269
	1 報酬	485
	会計年度任用職員	国 2,269千円 補正後13,536,000円×10/10 -補正前11,267,000円×10/10
	3 職員手当等	1,629
	時間外勤務手当	
	8 旅費	7
	費用弁償	会計年度任用職員 補正後10,584,000円-補正前10,099,000円
	10 需用費	59
	消耗品費	費用弁償 補正後141,000円-補正前134,000円
	事務用	事務用 補正後180,000円-補正前121,000円
	13 使用料及び賃借料	89
	コンピュータ機器借上料	
	・個人番号カード取得促進事業	5,405
	10 需用費	321
	消耗品費	195
	事務用	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	印刷製本費	126
	一般事業用	〈特定財源〉 国 5,405千円 補正後10,500,000円×10/10 -補正前 5,095,000円×10/10
	11 役務費	165
	郵便料	事務用
	12 委託料	4,116
	出張申請サポート事業委託料	3,456
	機器設定委託料	660
	17 備品購入費	803
	撮影機器	583
	プリンタ	220

歳出
2款 総務費
6項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 監査委員費	32,425	△11,649	20,776				△11,649	2給料	△5,187
								3職員手当等	△4,417
								4共済費	△2,045
計	32,425	△11,649	20,776				△11,649		

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 高齢者福祉費	1,589,724	△5,881	1,583,843				△5,881	2給料	△2,156
								3職員手当等	△2,229
								4共済費	△1,415
								27繰出金	△81

2-6-1 監査委員費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △11,649 2 給料 △5,187 一般職給 3 職員手当等 △4,417 管理職手当 △748 扶養手当 △594 地域手当 △392 通勤手当 24 期末手当 △1,705 勤勉手当 △999 管理職員特別勤務手当 △3 4 共済費 △2,045 職員共済組合負担金 △2,025 社会保険料等 △20	

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △5,550 2 給料 △2,156 一般職給 3 職員手当等 △2,229 扶養手当 226 地域手当 △116 住居手当 51 通勤手当 △101 時間外勤務手当 431 期末手当 △2,269 勤勉手当 △590 児童手当 110 管理職員特別勤務手当 29 4 共済費 △1,165 職員共済組合負担金	
	〔介護保険財務事務事業〕 △81 ・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	事務費分 補正後1,182,745,000円－補正前1,182,826,000円

歳出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 障害者 福祉費	2,826,734	19,378	2,846,112	12,116			7,262	2給料	96
								3職員 手当等	△610
								4共済費	△230
								19扶助費	16,147
								22償還金、 利子及び 割引料	3,975

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔高齢者生きがい促進事業〕 △250 ・ 高齢者教室事業 4 共済費 社会保険料等		
	〔人件費等〕 △607 2 給料 96 一般職給 3 職員手当等 △610 扶養手当 536 地域手当 38 住居手当 117 通勤手当 146 時間外勤務手当 242 期末手当 △1,830 勤勉手当 △406 児童手当 540 管理職員特別勤務手当 7 4 共済費 △93 職員共済組合負担金		
	〔地域福祉計画策定事業〕 3 4 共済費 社会保険料等		
	〔基幹相談事業〕 △38 4 共済費 社会保険料等		〈特定財源〉 国 △19千円 補正後34,667,000円×1/2 -補正前34,705,000円×1/2 県 △10千円 補正後34,667,000円×1/4 -補正前34,705,000円×1/4
	〔障害者支援区分認定審査事業〕 △14 4 共済費 社会保険料等		
	〔障害者手当等支給事業〕 2,963 ・ 特別障害者手当等支給事業 19 扶助費 特別障害者手当等給付費		〈特定財源〉 国 2,121千円 補正後42,812,680円×3/4 -補正前39,985,040円×3/4 県 136千円 補正後 4,124,050円×10/10 -補正前 3,988,600円×10/10
	〔自立支援給付事業〕 17,130 ・ 障害者自立支援給付事業 3,946 4 共済費 △29 社会保険料等 22 償還金、利子及び割引料 3,975 障害児通所給付費国庫負担金返納金 2,650		障害児通所給付費国庫負担金返納金 令和2年度分

歳出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 社会 保障費	2,817,885	△4,865	2,813,020				△4,865	2給料 △906	△3,035
								3職 手当等 △924	
5 学習等 施設費	28,946	1,465	30,411				1,465	10需用費	1,465
計	7,271,711	10,097	7,281,808	12,116			△2,019		

3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
障害児通所給付費県費負担金返納金 1,325 ・ 障害者自立支援医療給付事業 13,184 19 扶助費 障害者自立支援医療給付費	障害児通所給付費県費負担金返納金 令和2年度分 〈特定財源〉 国 6,592千円 補正後78,443,000円×1/2 －補正前65,259,000円×1/2 県 3,296千円 補正後78,443,000円×1/4 －補正前65,259,000円×1/4 補正後78,443,000円－補正前65,259,000円
〔わかくさ園維持運営事業〕 4 共済費 社会保険料等 △40 労働保険料 △19	
〔人件費等〕 2 給料 △4,769 一般職給 △906 3 職員手当等 △3,035 扶養手当 △158 地域手当 △64 住居手当 △12 通勤手当 △27 時間外勤務手当 △239 期末手当 △1,933 勤勉手当 △621 管理職員特別勤務手当 19 4 共済費 △828 職員共済組合負担金	
〔保険推進事業〕 4 共済費 △96 社会保険料等 △80 労働保険料 △16	
〔学習等供用施設維持運営事業〕 ・ 学習等供用施設運営事業 1,465 10 需用費 光熱水費 電気使用料	補正後5,681,000円－補正前4,216,000円

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,615,892	32	2,615,924	△156			188	2給 料	2,125
								3職 員 手当等	△1,512
								4共 済 費	△948
								18負担金、 補助及び 交付金	367

説		明
事	業	備 考
[人件費等]	853	
2 給料	2,125	
一般職給		
3 職員手当等	△1,512	
管理職手当	595	
扶養手当	△220	
地域手当	150	
住居手当	△168	
通勤手当	△95	
時間外勤務手当	△35	
期末手当	△1,520	
勤勉手当	8	
児童手当	△240	
管理職員特別勤務手当	13	
4 共済費	240	
職員共済組合負担金	△163	
社会保険料等	384	
労働保険料	19	
[子ども・子育て支援推進等事業]	△31	
・子ども・子育て支援推進事業		
4 共済費		
社会保険料等		
[認可保育所等整備促進事業]	367	
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
保育所等改修費等支援事業費補助金		〈特定財源〉 国 326千円 補正後26,617,000円×8/9 ー補正前26,250,000円×8/9 補正後26,617,000円ー補正前26,250,000円
[子育て支援センター維持運営事業]	△18	
・第1・第2子育て支援センター維持運営事業		
4 共済費		〈特定財源〉
労働保険料		国 △6千円 補正後9,169,000円×1/3ー補正前9,187,000円×1/3 県 △6千円 補正後9,169,000円×1/3ー補正前9,187,000円×1/3
[育児支援家庭訪問事業]	△213	
4 共済費		〈特定財源〉
社会保険料等		国 △71千円 補正後1,787,000円×1/3ー補正前2,000,000円×1/3 県 △71千円 補正後1,787,000円×1/3ー補正前2,000,000円×1/3

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 保育費	2,506,717	△51,656	2,455,061	91		656	△52,403	2給料	△26,993
								3職員 手当等	△21,490
								4共済費	△16,768
								10需用費	12,664
								12委託料	123
								17備品 購入費	808

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 医療 助成費	622,852	△322	622,530				△322	4 共済費	△322
計	5,757,008	△51,946	5,705,062	△65		656	△52,537		

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔保育園保育等事業〕	
・保育園保育事業	
4 共済費	△7,111
社会保険料等	△7,571
労働保険料	△8,502
12 委託料	△7,512
医療的ケア委託料	△990
17 備品購入費	123
園児用机	808
・保育園給食事業	460
4 共済費	△302
社会保険料等	△150
労働保険料	△152
10 需用費	762
燃料費	523
プロパンガス	239
光熱水費	239
ガス使用料	239
〔保育管理等事業〕	△29
・保育管理事業	△29
4 共済費	△29
社会保険料等	△29
〔保育園施設維持運営事業〕	11,566
・保育園施設維持事業	△336
4 共済費	△326
社会保険料等	△10
労働保険料	△10
・保育園施設運営事業	11,902
10 需用費	1,059
燃料費	1,059
プロパンガス	1,059
光熱水費	10,843
電気使用料	8,774
ガス使用料	2,069
〔子ども・子育て支援事業〕	△14
・特定教育・保育等事業	△14
4 共済費	△14
社会保険料等	△14
〔子ども医療費助成事業〕	△322
4 共済費	△322
社会保険料等	△322

歳 出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,818,883	△203	1,818,680	△153			△50	4共 済 費	△203
計	1,818,883	△203	1,818,680	△153			△50		

4款 衛生費
 1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づ くり 費	2,770,944	△2,531	2,768,413	△46		873	△3,358	2給 料	△3,338
								3職 員 手 当 等	△3,856
								4共 済 費	△1,863
								10需 用 費	5,387
								11役 務 費	65
								17備 品 購 入 費	1,074

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔被保護者就労支援事業〕 4 共済費 社会保険料等	△203 〈特定財源〉 国 △153千円 補正後1,841,000円×3/4 -補正前2,044,000円×3/4

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△8,480 △3,338 △3,856 595 198 △153 △595 △234 △317 △2,621 △881 135 17 △1,286
	〔健康管理事業〕 4 共済費 労働保険料	3
	〔健康推進事業〕 ・健康推進事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 17 備品購入費 歯科用ポータブルユニット	546 △100 〈特定財源〉 △81 そ 525千円 寄附金 △19 646

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔予防接種事業〕	142
4	共済費	△14
	社会保険料等	
10	需用費	91
	消耗品費	3
	一般事業用	
	印刷製本費	88
	一般事業用	
11	役務費	65
	郵便料	
	〔狂犬病予防事業〕	△14
4	共済費	
	社会保険料等	
	〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕	△86
4	共済費	
	社会保険料等	
	〔母子健康管理事業〕	△51
4	共済費	
	社会保険料等	△25
	労働保険料	△26
	〔母子保健事業〕	436
	・母子保健事業	
4	共済費	8
	労働保険料	
17	備品購入費	428
	新生児抱き人形	178
	妊婦体験教材	85
	沐浴人形	165
	〔子育て世代包括支援センター運営事業〕	△55
4	共済費	
	社会保険料等	△42
	労働保険料	△13
	〔休日急病診療所維持運営事業〕	1,928
	・休日急病診療所運営事業	
4	共済費	△74
	社会保険料等	△62
	労働保険料	△12
10	需用費	2,002
	光熱水費	
	電気使用料	
		電気使用料 補正後2,756,000円－補正前754,000円
		〈特定財源〉 そ 348千円 寄附金
		国 △37千円 補正後5,626,000円×2/3 －補正前5,681,000円×2/3 県 △9千円 補正後5,626,000円×1/6 －補正前5,681,000円×1/6

歳 出
4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	2,804,677	△2,531	2,802,146	△46		873	△3,358		

4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,700,397	213,527	1,913,924				213,527	2給 料	462
								3職 員 手当等	△386
								4共 済 費	△467
								10需 用 費	529
								18負担金、 補助及び 交付金	13,389
								24積 立 金	200,000

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[保健センター維持運営事業] ・保健センター運営事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	3,100 3,294	補正後5,287,000円－補正前1,993,000円
・保健センター開館準備事業 4 共済費 社会保険料等	△194	

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[人件費等] 2 給料 一般職給	△166 462	
3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当	△386 595 618 100 △352 23 △132 △1,169 △93 24	
4 共済費 職員共済組合負担金	△242	
[分別ごみ収集運搬事業] ・資源ごみ収集運搬事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△28 △14 △14	
[リサイクルステーション運営事業] 4 共済費 労働保険料	△37	

歳出
4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,700,397	213,527	1,913,924				213,527		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[ふれあい収集事業]	△160		
4 共済費			
社会保険料等	△149		
労働保険料	△11		
[清掃施設維持運営事業]	529		
・一般廃棄物最終処分場維持運営事業			
10 需用費		補正後3,123,000円	補正前2,594,000円
光熱水費			
電気使用料			
[江南丹羽環境管理組合関係事業]	15,488		
・江南丹羽環境管理組合調整事業			
18 負担金、補助及び交付金			
江南丹羽環境管理組合負担金		事業運営費負担金（令和3年度精算分）	
		補正後1,003,077,882円×59.907%	
		-93,956,600円	
		-補正前 998,772,082円×60.237%	
		-174,000,000円×53.217%	
		事業運営費負担金	
		補正後1,075,079,000円×59.869%	
		-181,200,000円×52.587%	
		-補正前1,045,742,000円×59.869%	
		-181,200,000円×52.587%	
[尾張北部環境組合関係事業]	△2,099		
・新ごみ処理施設建設事業			
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）	★★★★★
新ごみ処理施設建設費負担金			
		補正後 96,493,000円×40.265%	
		-補正前101,706,000円×40.265%	
[ごみ処理施設建設事業等基金管理事業]	200,000		
24 積立金		★★★★★ 政策的事業	★★★★★
江南市ごみ処理施設建設事業等基金積立金			
		補正後400,000,000円	補正前200,000,000円

歳出
4款 衛生費
3項 上水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	156,168	16	156,184				16	27繰出金	16
計	156,168	16	156,184				16		

5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	153,399	△23	153,376				△23	4共済費	△23
計	153,399	△23	153,376				△23		

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	231,538	△5,276	226,262	112			△5,388	2給料	△3,212
								3職員 手当等	△1,449
								4共済費	△727
								10需用費	53

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	16	
[企業会計管理事業] ・水道事業会計繰出事業 27 繰出金 水道事業会計繰出金		補正後1,056,000円－補正前1,040,000円

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△23	
[就業相談等運営事業] 4 共済費 社会保険料等		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△5,357	
[人件費等] 2 給料 一般職給	△3,212	
3 職員手当等	△1,449	
扶養手当	120	
地域手当	△185	
住居手当	344	
通勤手当	△41	
時間外勤務手当	53	

歳 出
 6款 農林水産業費
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								11役 務 費	26
								13使 用 料 及 賃 借 料	33
計	231,538	△5,276	226,262	112			△5,388		

7款 商工費
 1項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	840,028	152,097	992,125				152,097	2給 料	1,364
								3職 員 手 当 等	704
								4共 済 費	29
								24積 立 金	150,000

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	期末手当 Δ1,182 勤勉手当 Δ687 児童手当 120 管理職員特別勤務手当 9 4 共済費 Δ696 職員共済組合負担金		
	【農地保全推進事業】 81 ・農地転用等審査事業 4 共済費 Δ31 社会保険料等		〈特定財源〉 県 112千円 112,000円×10/10
	10 需用費 53 消耗品費 一般事業用		一般事業用 補正後141,000円－補正前88,000円
	11 役務費 26 通信回線料		
	13 使用料及び賃借料 33 タブレット管理システム使用料		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	【人件費等】 2,330 2 給料 1,364 一般職給		
	3 職員手当等 704 管理職手当 748 扶養手当 289 地域手当 144 住居手当 Δ310 時間外勤務手当 12 期末手当 Δ531 勤勉手当 168 児童手当 165 管理職員特別勤務手当 19		
	4 共済費 262 職員共済組合負担金		

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	840,028	152,097	992,125				152,097		

8款 土木費
1項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路 管理費	105,306	△7,128	98,178				△7,128	2給料	△2,933
								3職員 手当等	△2,939
								4共済費	△1,256

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業〕 ・ 江南市事業継続応援金交付事業 4 共済費 社会保険料等	△219		
〔新工業用地整備事業基金管理事業〕 24 積立金 江南市新工業用地整備事業基金積立金	150,000	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 補正後250,000,000円－補正前100,000,000円
〔観光推進事業〕 ・ 観光推進事業 4 共済費 社会保険料等	△14		

8-1-1 道路管理費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕 2 給料 一般職給	△7,114 △2,933		
3 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 管理職員特別勤務手当	△2,939 △176 △203 △44 △1,841 △678 3		
4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料等 労働保険料	△1,242 △744 △468 △30		
〔企画調整事業〕 ・ 土木事業企画調整事務 4 共済費 社会保険料等	△14		

歳 出
8 款 土木費
1 項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 建 築 指 導 費	86,219	△107	86,112				△107	2給 料	215
								3職 員 手 当 等	△138
								4共 済 費	△184
計	191,525	△7,235	184,290				△7,235		

8 款 土木費
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道 路 橋 り ょう 費	592,181	△244	591,937				△244	4共 済 費	△244
計	592,181	△244	591,937				△244		

8-1-2 建築指導費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>〔人件費等〕 △93</p> <p>2 給料 215</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △138</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 596</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 48</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 254</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △24</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △190</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △777</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △64</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 19</p> <p>4 共済費 △170</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>〔建築確認審査等事業〕 △14</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等</p>		<p>〈特定財源〉</p> <p>そ △14千円 長期優良住宅計画申請手数料 (適合性確認有り)</p> <p>補正後2,322,000円－補正前2,336,000円</p>

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>〔道路維持管理事業〕 △244</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等</p>		

歳 出
 8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	95,147	4,066	99,213				4,066	2給 料	2,451
								3職 員 手当等	1,039
								4共 済 費	676
								18負担金、 補助及び 交付金	△100
計	95,147	4,066	99,213				4,066		

8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	162,128	△2,476	159,652				△2,476	2給 料	△615
								3職 員 手当等	△1,248
								4共 済 費	△613

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等] 4,166	
	2 給料 2,451	
	一般職給	
	3 職員手当等 1,039	
	扶養手当 240	
	地域手当 161	
	通勤手当 155	
	時間外勤務手当 193	
	期末手当 63	
	勤勉手当 224	
	管理職員特別勤務手当 3	
	4 共済費 676	
	職員共済組合負担金 237	
	社会保険料等 419	
	労働保険料 20	
	[企画調整事業] △100	
	・河川事業企画調整事務	
	18 負担金、補助及び交付金	水道事業会計人件費負担金
	水道事業会計人件費負担金 △46	補正後1,912,000円－補正前1,958,000円
	下水道事業会計人件費負担金 △54	下水道事業会計人件費負担金
		補正後7,271,000円－補正前7,325,000円

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等] △2,476	
	2 給料 △615	
	一般職給	
	3 職員手当等 △1,248	
	管理職手当 595	
	扶養手当 △395	
	地域手当 △25	
	住居手当 342	
	通勤手当 △51	
	時間外勤務手当 40	
	期末手当 △1,495	
	勤勉手当 △43	

歳出
8款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 都市 整備費	794,480	192	794,672				192	2給料	760
								3職 手当等	△586
								4共 済費	76
								27繰 出金	△58
計	1,119,685	△2,284	1,117,401				△2,284		

8款 土木費
6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	588,868	△7,871	580,997				△7,871	27繰 出金	△7,871
計	588,868	△7,871	580,997				△7,871		

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	児童手当 $\Delta 275$ 管理職員特別勤務手当 59 4 共済費 $\Delta 613$ 職員共済組合負担金		
	〔人件費等〕 250 2 給料 760 一般職給 3 職員手当等 $\Delta 586$ 管理職手当 595 扶養手当 333 地域手当 101 通勤手当 148 時間外勤務手当 $\Delta 1,061$ 期末手当 $\Delta 989$ 勤勉手当 $\Delta 85$ 児童手当 360 管理職員特別勤務手当 12 4 共済費 76 職員共済組合負担金		
	〔区画整理運営事業〕 $\Delta 58$ ・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後184,324,000円－補正前184,382,000円	

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔下水道経営事業〕 $\Delta 7,871$ ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後580,997,000円－補正前588,868,000円	

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	245,650	△7,477	238,173				△7,477	2給 料	△3,637
								3職 員 手 当 等	△3,923
								4共 済 費	△1,636
								10需 用 費	1,719
2 消 防 予 防 費	63,801	492	64,293				492	2給 料	1,129
								3職 員 手 当 等	△851
								4共 済 費	214
3 消防署費	678,927	△11,011	667,916	△1,839			△9,172	2給 料	1,872
								3職 員 手 当 等	△5,827
								4共 済 費	△1,768
								12委 託 料	△5,288

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △9,196 2 給料 △3,637 一般職給 3 職員手当等 △3,923 扶養手当 △392 地域手当 △242 通勤手当 △48 時間外勤務手当 319 夜勤手当 △88 期末手当 △2,482 勤勉手当 △1,230 児童手当 240 4 共済費 △1,636 職員共済組合負担金	
	〔市有財産管理事業〕 1,263 ・消防庁舎等維持運営事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	補正後5,980,000円－補正前4,717,000円
	〔消防車両整備保全事業〕 456 ・消防車両整備保全事業（常備） 10 需用費 燃料費 ガソリン 334 軽油 122	ガソリン 補正後3,491,000円－補正前3,157,000円 軽油 補正後1,218,000円－補正前1,096,000円
	〔人件費等〕 492 2 給料 1,129 一般職給 3 職員手当等 △851 扶養手当 73 地域手当 73 住居手当 △270 通勤手当 213 特殊勤務手当 △12 時間外勤務手当 △204 期末手当 △609 勤勉手当 △15 児童手当 △100 4 共済費 214 職員共済組合負担金	
	〔人件費等〕 △5,723 2 給料 1,872 一般職給 3 職員手当等 △5,827 管理職手当 595 扶養手当 △214 地域手当 135 住居手当 296 通勤手当 △95	

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	988,378	△17,996	970,382	△1,839			△16,157		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	222,707	△8,962	213,745				△8,962	2給 料	△3,864
								3職 員 手 当 等	△3,128
								4共 済 費	△1,970

9-1-3 消防署費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	特殊勤務手当 2,815 時間外勤務手当 540 夜勤手当 △295 期末手当 △8,229 勤勉手当 △1,660 児童手当 285 4 共済費 △1,768 職員共済組合負担金		
	【消防活動環境推進事業】 230 ・消防活動安全衛生事業 12 委託料 予防接種委託料		補正後722,000円－補正前492,000円
	【防火水槽震災対応化事業】 △5,518 12 委託料 防火水槽簡易耐震化委託料		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 県 △1,839千円 補正後0円－補正前5,517,600円×1/3 補正後0円－補正前5,518,000円

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	【人件費等】 △8,725 2 給料 △3,864 一般職給 3 職員手当等 △3,128 扶養手当 521 地域手当 △201 住居手当 △331 通勤手当 30 時間外勤務手当 △70 期末手当 △2,234 勤勉手当 △1,045 児童手当 180 管理職員特別勤務手当 22		

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 教育環境費	28,822	△157	28,665				△157	4共済費	△157
3 放課後児童費	148,530	81	148,611	△4			85	4共済費	△1,320
								10需用費	1,401

説		明	
事	業	備	考
4 共済費	職員共済組合負担金	△1,733	
	〔養護教諭配置事業〕	△40	
4 共済費	労働保険料		
	〔特別支援学級等支援職員配置事業〕	△107	
4 共済費	労働保険料		
	〔英語指導助手（ALT）配置事業〕	△46	
4 共済費	労働保険料		
	〔図書館司書配置事業〕	△29	
4 共済費	労働保険料		
	〔スクール・サポート・スタッフ配置事業〕	△15	
4 共済費	労働保険料		
	〔心の教室相談員配置事業〕	△15	
4 共済費	労働保険料		
	〔適応指導教室事業〕	△142	
4 共済費	社会保険料等	△113	
	労働保険料	△29	
	〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕	△7	
	・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）		
4 共済費	社会保険料等	△1,289	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 国 △2千円 補正後72,214,000円×1/3 ー補正前72,221,000円×1/3 県 △2千円 補正後72,214,000円×1/3 ー補正前72,221,000円×1/3 電気使用料 補正後5,121,000円ー補正前4,032,000円 ガス使用料 補正後305,000円ー補正前112,000円
	労働保険料	△1,117	
	10 需用費	△172	
	光熱水費	1,282	
	電気使用料	1,089	
	ガス使用料	193	

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	400,059	△9,038	391,021	△4			△9,034		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	581,004	24,346	605,350				24,346	4共済費	△159
								10需用費	21,227
								14工 事 請 負 費	3,278
計	581,004	24,346	605,350				24,346		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	88		
〔放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）〕			
・放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）			
4 共済費	△31	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
労働保険料			
10 需用費	119		電気使用料
光熱水費			補正後452,000円－補正前333,000円
電気使用料			

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△73		
〔学校補助教員配置事業〕			
4 共済費			
労働保険料			
〔学校管理運営事業〕	21,141		
・学校管理運営事業	21,227		
10 需用費			補正後56,692,000円－補正前35,465,000円
光熱水費			
電気使用料			
・給食配膳員配置事業	△19		
4 共済費			
労働保険料			
・学校校務員配置事業	△67		
4 共済費			
労働保険料			
〔学校施設整備等事業〕	3,278		
・学校施設改修事業			
14 工事請負費			布袋北小学校
防火シャッター改修工事費			補正後9,427,000円－補正前6,149,000円

歳 出
 10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	375,337	10,466	385,803				10,466	4共 済 費	△56
								10需 用 費	10,522
計	375,337	10,466	385,803				10,466		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	318,417	2,017	320,434			47	1,970	2給 料	950
								3職 員 手 当 等	507
								4共 済 費	104
								10需 用 費	398
								17備 品 購 入 費	58

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔学校補助教員配置事業〕 △20 4 共済費 労働保険料	補正後33,404,000円－補正前22,882,000円
	〔学校管理運営事業〕 10,486 ・ 学校管理運営事業 10,522 10 需用費 光熱水費 電気使用料	
	・ 学校校務員配置事業 △36 4 共済費 労働保険料	

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 1,718 2 給料 950 一般職給	
	3 職員手当等 507 扶養手当 △102 地域手当 51 通勤手当 225 時間外勤務手当 679 期末手当 △544 勤勉手当 193 管理職員特別勤務手当 5	
	4 共済費 261 職員共済組合負担金 284 社会保険料等 △23	
	〔少年センター維持運営事業〕 △16 ・ 少年センター維持運営事業 4 共済費 社会保険料等	

歳 出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 文 化 交 流 費	97,072	103	97,175				103	4共 済 費 14工 事 請 負 費	△47 150
計	415,489	2,120	417,609			47	2,073		

10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推 進 費	193,540	12,527	206,067				12,527	2給 料 3職 員 手 当 等	△777 △1,828

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[公民館維持運営事業] 436 ・公民館運営事業 4 共済費 $\Delta 20$ 労働保険料 10 需用費 398 光熱水費 ガス使用料 17 備品購入費 58 プロジェクター	〈特定財源〉 そ 47千円 寄附金 ガス使用料 補正後669,000円ー補正前271,000円
	[公民館事業] $\Delta 95$ ・公民館講座事業 4 共済費 社会保険料等 $\Delta 71$ 労働保険料 $\Delta 24$	
	[新図書館維持運営事業] $\Delta 26$ ・新図書館開館準備事業 4 共済費 社会保険料等	
	[歴史民俗資料館維持運営事業] $\Delta 47$ ・常設展示事業 4 共済費 社会保険料等	
	[文化財保護事業] 150 14 工事請負費 宮後城跡案内看板撤去工事費	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等] $\Delta 3,148$ 2 給料 $\Delta 777$ 一般職給 3 職員手当等 $\Delta 1,828$ 扶養手当 $\Delta 318$	

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
								4共済費	△555
								10需用費	15,025
								17備品 購入費	662
2学校 給食費	1,163,526	2,029	1,165,555				2,029	2給料	△962
								3職員 手当等	△1,497
								4共済費	△1,039
								10需用費	5,527

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	地域手当 △66 時間外勤務手当 △14 期末手当 △834 勤勉手当 △360 児童手当 △240 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △543 職員共済組合負担金	
	〔スポーツ推進委員事業〕 △16 4 共済費 社会保険料等	
	〔スポーツプラザ維持運営事業〕 13,985 ・ スポーツセンター・武道館維持運営事業 4 共済費 4 社会保険料等 20 労働保険料 △16 10 需用費 13,981 光熱水費 電気使用料	電気使用料 補正後28,037,000円－補正前14,056,000円
	〔都市公園等運動施設維持運営事業〕 662 ・ グラウンド施設維持運営事業 17 備品購入費 放送機器	蘇南公園多目的グラウンド
	〔学校体育施設開放事業〕 1,044 ・ 中学校グラウンド夜間開放事業 10 需用費 光熱水費 電気使用料	補正後2,941,000円－補正前1,897,000円
	〔人件費等〕 △3,187 2 給料 △962 一般職給 3 職員手当等 △1,497 扶養手当 240 地域手当 △44 時間外勤務手当 △38 期末手当 △1,394 勤勉手当 △513 児童手当 240 管理職員特別勤務手当 12 4 共済費 △728 職員共済組合負担金 △646 社会保険料等 △69 労働保険料 △13	
	〔給食調理事業〕 5,243 ・ 給食調理事業 4 共済費 △284 社会保険料等 △165	電気使用料 補正後19,654,000円－補正前14,127,000円

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,357,066	14,556	1,371,622				14,556		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明	
事		業	
備		考	
労働保険料 10 需用費 光熱水費 電気使用料	△119 5,527		
【給食企画事業】 ・給食企画事業 4 共済費 社会保険料等	△27		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		30,048	11,438 3.25月分		48
	議員	20	109,404		41,642 3.25月分		
	その他の 特別職	478	24,472				
	計	501	133,876	30,048	53,080		48
補正前	長等	3		30,048	12,164 3.35月分		48
	議員	21	114,804		46,472 3.35月分		
	その他の 特別職	478	24,472				
	計	502	139,276	30,048	58,636		48
比 較	長等				△ 726		
	議員	△ 1	△ 5,400		△ 4,830		
	その他の 特別職						
	計	△ 1	△ 5,400		△ 5,556		

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
41,534	6,950	48,484	通勤手当 48
151,046	35,062	186,108	
24,472		24,472	
217,052	42,012	259,064	
42,260	7,132	49,392	通勤手当 48
161,276	36,801	198,077	
24,472		24,472	
228,008	43,933	271,941	
△ 726	△ 182	△ 908	
△ 10,230	△ 1,739	△ 11,969	
△ 10,956	△ 1,921	△ 12,877	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,467) 633	1,083,931	2,117,393	1,723,681
補正前	(1,457) 641	1,079,644	2,164,977	1,775,036
比較	(10) △ 8	4,287	△ 47,584	△ 51,355

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	100,752	58,865	136,577
	補正前	96,433	58,896	139,179
	比較	4,319	△ 31	△ 2,602
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,026	569,912	374,194
	補正前	7,409	637,313	390,361
	比較	△ 383	△ 67,401	△ 16,167

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(22) 633		2,117,393	1,611,716
補正前	(22) 641		2,164,977	1,663,071
比較	△ 8		△ 47,584	△ 51,355

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	100,752	58,865	136,577
	補正前	96,433	58,896	139,179
	比較	4,319	△ 31	△ 2,602
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,026	457,947	374,194
	補正前	7,409	525,348	390,361
	比較	△ 383	△ 67,401	△ 16,167

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
4,925,005	794,722	5,719,727	
5,019,657	840,592	5,860,249	
△ 94,652	△ 45,870	△ 140,522	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,115	23,131	6,370	126,022
31,143	23,343	3,567	120,861
△ 1,028	△ 212	2,803	5,161
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
252,875	37,055	787	
230,115	36,065	351	
22,760	990	436	

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
3,729,109	699,861	4,428,970	
3,828,048	725,635	4,553,683	
△ 98,939	△ 25,774	△ 124,713	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
30,115	23,131	6,370	126,022
31,143	23,343	3,567	120,861
△ 1,028	△ 212	2,803	5,161
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
252,875	37,055	787	
230,115	36,065	351	
22,760	990	436	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	期末手当
補正後	(1,445)	1,083,931		111,965
補正前	(1,435)	1,079,644		111,965
比較	(10)	4,287		

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 47,584	異動等に伴う増減分	△ 47,584	
職員手当等	△ 51,355	異動等に伴う増減分	10,019	
		令和4年5月制度改正に伴う増減分	△ 61,374	期末手当 △ 61,374

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分		一般事務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	264,491円
	平均給与月額	332,584円
	平均年齢	38歳
令和3年10月1日現在	平均給料月額	261,540円
	平均給与月額	324,612円
	平均年齢	37歳

イ 初任給

区分	学歴	一般事務職	消防職
令和4年4月1日	高校卒	150,600円	150,600円
	大学卒	182,200円	182,200円

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
1,195,896	94,861	1,290,757	
1,191,609	114,957	1,306,566	
4,287	△ 20,096	△ 15,809	

[単位:千円]

備考			
管理職手当	4,319	特殊勤務手当	2,803
扶養手当	△ 31	時間外勤務手当	5,161
地域手当	△ 2,602	夜勤手当	△ 383
住居手当	△ 1,028	期末手当	△ 6,027
通勤手当	△ 212	勤勉手当	△ 16,167
	(改定前)	(改定後)	
6月期	1.275月分(0.725月分)	1.20月分(0.675月分)	※調整額による減額有
12月期	1.275月分(0.725月分)	1.20月分(0.675月分)	

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。

消防職	労務職
301,213円	316,661円
376,442円	342,372円
39歳	53歳
297,011円	314,304円
367,466円	340,105円
38歳	53歳

労務職	国の制度	
	行政職(一)	行政職(二)
147,900円	150,600円	147,900円
	182,200円	

ウ 級別職員数

区分		一般事務職	
		職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1級	108 人	21.4 %
	2級	(9) 100	19.8
	3級	133	26.3
	4級	61	12.1
	5級	44	8.7
	6級	20	4.0
	7級	29	5.7
	8級	10	2.0
	計	(9) 505	100.0
令和3年10月1日現在	1級	113 人	22.7 %
	2級	(14) 94	18.9
	3級	124	25.0
	4級	69	13.9
	5級	39	7.9
	6級	19	3.8
	7級	29	5.8
	8級	10	2.0
	計	(14) 497	100.0

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きしています。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級
一般行政職	書記	主事	主任	主査

エ 昇給

区分		補正後		
		合計	代表的な職種	
	一般事務職		消防職	
職員数(A)		633 人	505 人	106 人
昇給に係る職員数(B)		516 人	400 人	101 人
号給数別内訳	2号給	2 人	1 人	人
	4号給	489 人	376 人	99 人
	6号給	人	人	人
	8号給	人	人	人
	1号給	人	人	人
	3号給	25 人	23 人	2 人
比率(B)／(A)		81.52 %	79.21 %	95.28 %

職員数欄は、再任用短時間勤務職員以外の職員数です。

消防職		労務職	
職員数	構成比	職員数	構成比
19 人	17.9 %	(9) 2 人	9.1 %
(4) 11	10.4	1	4.5
24	22.7		
22	20.8		
19	17.9	19	86.4
7	6.6	—	—
3	2.8	—	—
1	0.9	—	—
(4) 106	100.0	(9) 22	100.0
23 人	21.9 %	(8) 2 人	7.4 %
(7) 8	7.6	1	3.7
26	24.8		
19	18.1	1	3.7
18	17.1	23	85.2
7	6.7	—	—
3	2.9	—	—
1	0.9	—	—
(7) 105	100.0	(8) 27	100.0

5級	6級	7級	8級
副主幹	主幹	統括幹・課長	参事・部長

補正後	補正前			
	合計	代表的な職種		
労務職		一般事務職	消防職	労務職
22 人	641 人	511 人	107 人	23 人
15 人	537 人	418 人	102 人	17 人
1 人	1 人	人	人	1 人
14 人	509 人	393 人	100 人	16 人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	27 人	25 人	2 人	人
68.18 %	83.78 %	81.80 %	95.33 %	73.91 %

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計
	6月	12月	
補正後	2.150 月分 (1.125)	2.150 月分 (1.125)	4.30 月分 (2.25)
補正前	2.225 月分 (1.175)	2.225 月分 (1.175)	4.45 月分 (2.35)
国の制度	2.150 月分 (1.125)	2.150 月分 (1.125)	4.30 月分 (2.25)

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。

カ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
支給率等	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
国の制度 (支給率等)	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分

キ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6 %
支給対象職員数	(22) 633 人
国の指定基準に基づく支給率	6 %

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きしています。

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般事務職	消防職	労務職
給料総額に対する比率	0.25 %	0 %	1.33 %	0.08 %
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)	18.64 %	2.18 %	99.06 %	9.09 %
代表的な特殊勤務手当の名称	道路補修作業手当、消防手当			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	市外在住者の上限額 14,000円
通勤手当	同じ	

職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
有	国の制度に同じ
有	
有	6月期末手当から調整額の減額有

その他の加算措置等	備考
定年前早期退職特例措置 (1年につき2%加算)	国の制度と異なる
定年前早期退職特例措置 (1年につき3%加算)	

令和4年議案第93号

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 184,382	千円 △58	千円 184,324
	1 一般会計繰入金	184,382	△58	184,324
歳入合計		194,406	△58	194,348

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 22,728	千円 △58	千円 22,670
	1 総 務 管 理 費	22,728	△58	22,670
歳 出 合 計		194,406	△58	194,348

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰入金	千円 184,382	千円 △58	千円 184,324
歳入合計	194,406	△58	194,348

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 22,728	千円 △58	千円 22,670
歳出合計	194,406	△58	194,348

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △58	千円
		△58	

2 歳 入

4 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
4	繰入金	184,382	△58	184,324
	1 一般会計繰入金	184,382	△58	184,324
	1 一般会計繰入金	184,382	△58	184,324
	計	194,406	△58	194,348

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1一般会計 繰入金	△58	一般会計繰入金

3 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	22,728	△58	22,670			△58		3職 員 手 当 等	△56
								4共 済 費	△2
計	22,728	△58	22,670			△58			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[人件費等]	△58	
3 職員手当等	△56	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★
住居手当	308	
通勤手当	50	〈特定財源〉
期末手当	△301	そ △58千円 一般会計繰入金
勤勉手当	△113	補正後21,323,000円ー補正前21,381,000円
4 共済費	△2	
職員共済組合負担金		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費		共済費
			報酬	計	
補正後	その他の特別職	14	297	297	
補正前	その他の特別職	14	297	297	
比較	その他の特別職				

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		
		給料	職員手当等	計
補正後	3	10,548	7,237	17,785
補正前	3	10,548	7,293	17,841
比較			△ 56	△ 56

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	596	318	688
	補正前	596	318	688
	比較			
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	2,306	1,830	240
	補正前	2,607	1,943	240
	比較	△ 301	△ 113	

(2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
職員手当等	△ 56	異動等に伴う増減分	245	
		令和4年5月制度改正に伴う増減分	△ 301	期末手当 △ 301

[単位:千円]

合計
297
297

[単位:千円]

共済費	合計	備考
3,538	21,323	
3,540	21,381	
△ 2	△ 58	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
476	239	540
168	189	540
308	50	
管理職員特別勤務手当		
4		
4		

[単位:千円]

備考		
住居手当	308	
通勤手当	50	
勤勉手当	△ 113	
	(改定前)	(改定後)
6月期	1.275月分	1.20月分 ※調整額による減額有
12月期	1.275月分	1.20月分

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分		一般事務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	293,000円
	平均給与月額	372,589円
	平均年齢	38歳
令和3年10月1日現在	平均給料月額	287,867円
	平均給与月額	378,247円
	平均年齢	36歳

ウ 級別職員数

区分		一般事務職	
		職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1級	1 人	33.3 %
	2級		
	3級	1	33.3
	4級		
	5級	1	33.4
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0
令和3年10月1日現在	1級	1 人	33.3 %
	2級		
	3級	1	33.3
	4級		
	5級	1	33.4
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級
一般行政職	書記	主事	主任	主査	副主幹

区分	6級	7級	8級
一般行政職	主幹	統括幹・課長	参事・部長

カ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6 %
支給対象職員数	3 人
国の指定基準に基づく支給率	6 %

イ 初任給

区分	学歴	一般事務職	国の制度
			行政職(一)
令和4年4月1日	高校卒	150,600円	150,600円
	大学卒	182,200円	182,200円

エ 昇給

区分		補正後	補正前
		一般事務職	一般事務職
職 員 数(A)		3 人	3 人
昇給に係る職員数(B)		3 人	3 人
号給数別内訳	2号給	人	人
	4号給	3 人	3 人
	6号給	人	人
	8号給	人	人
	1号給	人	人
	3号給	人	人
比率(B)／(A)		100.0 %	100.0 %

オ 期末手当、勤勉手当

区分		補正前	補正後	国の制度
支給 期 別 支給率	6月	2.225 月分	2.150 月分	2.150 月分
	12月	2.225 月分	2.150 月分	2.150 月分
	計	4.45 月分	4.30 月分	4.30 月分
職制上の段階、 職務の級等による加算措置		有	有	有
備 考			国の制度に同じ	6月期末手当から調整額の減額有

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	市外在住者の上限額 14,000円
通勤手当	同じ	

令和4年議案第94号

令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,278,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,281,358	千円 △81	千円 1,281,277
	1 一般会計繰入金	1,183,607	△81	1,183,526
歳入合計		8,278,402	△81	8,278,321

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 85,739	千円 △81	千円 85,658
	1 総 務 管 理 費	15,321	△47	15,274
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	70,418	△34	70,384
3 基 金 積 立 金		63,782	△27	63,755
	1 基 金 積 立 金	63,782	△27	63,755
6 諸 支 出 金		113,118	27	113,145
	1 償還金及び還付加算金	113,118	27	113,145
歳 出 合 計		8,278,402	△81	8,278,321

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 繰入金	千円 1,281,358	千円 △81	千円 1,281,277
歳入合計	8,278,402	△81	8,278,321

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 85,739	千円 △81	千円 85,658
3 基金積立金	63,782	△27	63,755
6 諸支出金	113,118	27	113,145
歳出合計	8,278,402	△81	8,278,321

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △81	千円
			△27
			27
		△81	

2 歳 入

6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
6	繰入金	1,281,358	△81	1,281,277
	1 一般会計繰入金	1,183,607	△81	1,183,526
	5 その他一般会計繰入金	85,695	△81	85,614
	計	8,278,402	△81	8,278,321

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 事務費 繰入金	△81		事務費繰入金

3 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	15,321	△47	15,274			△47		4 共 済 費	△47
計	15,321	△47	15,274			△47			

1 款 総務費
2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介 護 認 定 審 査 会 費	70,418	△34	70,384			△34		1 報 酬	155
								4 共 済 費	△189
計	70,418	△34	70,384			△34			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[介護サービス給付管理事業] ・介護サービス支給決定事業 4 共済費 社会保険料等 △29	〈特定財源〉 そ 29千円 一般会計繰入金 補正後3,849,000円ー補正前3,878,000円
	[介護保険事業者指定及び指導事業] 4 共済費 社会保険料等 △18	〈特定財源〉 そ 18千円 一般会計繰入金 補正後3,592,000円ー補正前3,610,000円

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[介護認定事業] ・認定調査等事業 1 報酬 会計年度任用職員 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 △34 48 155 △107 △95 △12	〈特定財源〉 そ 48千円 一般会計繰入金 補正後17,811,000円ー補正前17,763,000円
	・介護認定審査事業 4 共済費 社会保険料等 △82	〈特定財源〉 そ 82千円 一般会計繰入金 補正後51,792,000円ー補正前51,874,000円

歳 出
3款 基金積立金
1項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基金積立金	63,782	△27	63,755				△27	24積立金	△27
計	63,782	△27	63,755				△27		

6款 諸支出金
1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金及び還付加算金	113,118	27	113,145				27	22償還金、 利子及び 割引料	27
計	113,118	27	113,145				27		

3-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△27	
[介護保険財務事務事業] ・介護保険事業基金積立事業 24 積立金 江南市介護保険事業基金積立金		補正後63,105,000円ー補正前63,132,000円

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	27	
[介護保険財務事務事業] ・介護給付費等返納事業 22 償還金、利子及び割引料 介護給付費財政調整国庫交付金返納金		令和2年度分

給 与 費 明 細 書

1 特別職

[単位:千円]

区 分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	16,002	16,002		16,002
補正前	その他の特別職	36	16,002	16,002		16,002
比 較	その他の特別職					

2 一般職

[単位:千円]

区 分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(19)	25,391	2,795	28,186	2,640	30,826
補正前	(19)	25,236	2,795	28,031	2,876	30,907
比 較		155		155	△ 236	△ 81

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,688,229 千円	△ 139 千円	1,688,090 千円
第1項 営業収益	1,374,738 千円	△ 137 千円	1,374,601 千円
第2項 営業外収益	313,489 千円	△ 2 千円	313,487 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,366,572 千円	1,145 千円	1,367,717 千円
第1項 営業費用	1,345,097 千円	1,145 千円	1,346,242 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「934,729千円は、過年度分損益勘定留保資金849,386千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,343千円」を「928,225千円は、過年度分損益勘定留保資金842,884千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,341千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	321,958 千円	16 千円	321,974 千円
第5項 補助金	66,510 千円	16 千円	66,526 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,256,687 千円	△ 6,488 千円	1,250,199 千円
第1項 建設改良費	1,144,914 千円	△ 6,488 千円	1,138,426 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	120,231 千円	△ 5,343 千円	114,888 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条本文中「147,144千円」を「147,160千円」に改める。

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,688,229	△ 139	1,688,090
	1 営業収益		1,374,738	△ 137	1,374,601
		3 他会計負担金	45,786	△ 137	45,649
	2 営業外収益		313,489	△ 2	313,487
		4 消費税及び地方消費税 還 付 金	30,164	△ 2	30,162

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,366,572	1,145	1,367,717
	1 営業費用		1,345,097	1,145	1,346,242
		1 原水及び浄水費	555,551	△ 106	555,445
		2 配水及び給水費	119,249	△ 603	118,646
		4 業 務 費	115,122	△ 675	114,447
		5 総 係 費	51,187	2,529	53,716

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			321,958	16	321,974
	5 補 助 金		66,510	16	66,526
		2 他 会 計 補 助 金	260	16	276

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,256,687	△ 6,488	1,250,199
	1 建 設 改 良 費		1,144,914	△ 6,488	1,138,426
		1 事 務 費	99,032	△ 6,488	92,544

令和4年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	234,054
減価償却費	468,754
固定資産除却費	22,600
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,078
長期前受金戻入額	△ 129,440
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	20,173
未収金の増減額（△は増加）	△ 28,167
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,234
未払金の増減額（△は減少）	8,840
小計	592,495
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△ 20,173
業務活動によるキャッシュ・フロー	572,329
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 751,092
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	154,788
補助金等による収入	66,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 529,776
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 109,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,227
資金増加額（又は減少額）	82,780
資金期首残高	1,087,556
資金期末残高	1,170,336

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(5) 11	3,815	42,279	28,128
	資本勘定支弁職員	4		13,062	8,610
	合計	(5) 15	3,815	55,341	36,738
補正前	損益勘定支弁職員	(5) 11	3,815	40,943	28,294
	資本勘定支弁職員	5		16,446	10,634
	合計	(5) 16	3,815	57,389	38,928
比較	損益勘定支弁職員			1,336	△ 166
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 3,384	△ 2,024
	合計	△ 1		△ 2,048	△ 2,190

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	3,068	1,930	3,623
	補正前	3,068	1,890	3,743
	比較		40	△ 120
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,142	7,155	1,070
	補正前	11,207	7,995	1,040
	比較	△ 2,065	△ 840	30

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
74,222	14,709	88,931	
21,672	4,285	25,957	
95,894	18,994	114,888	
73,052	14,734	87,786	
27,080	5,365	32,445	
100,132	20,099	120,231	
1,170	△ 25	1,145	
△ 5,408	△ 1,080	△ 6,488	
△ 4,238	△ 1,105	△ 5,343	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
458	579	3,929
	603	3,716
458	△ 24	213
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
37	5,747	
17	5,649	
20	98	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(1) 11		42,279	27,607
	資本勘定支弁職員	4		13,062	8,610
	合計	(1) 15		55,341	36,217
補正前	損益勘定支弁職員	(1) 11		40,943	27,773
	資本勘定支弁職員	5		16,446	10,634
	合計	(1) 16		57,389	38,407
比較	損益勘定支弁職員			1,336	△ 166
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 3,384	△ 2,024
	合計	△ 1		△ 2,048	△ 2,190

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	3,068	1,930	3,623
	補正前	3,068	1,890	3,743
	比較		40	△ 120
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,621	7,155	1,070
	補正前	10,686	7,995	1,040
	比較	△ 2,065	△ 840	30

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
69,886	14,116	84,002	
21,672	4,285	25,957	
91,558	18,401	109,959	
68,716	14,130	82,846	
27,080	5,365	32,445	
95,796	19,495	115,291	
1,170	△ 14	1,156	
△ 5,408	△ 1,080	△ 6,488	
△ 4,238	△ 1,094	△ 5,332	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
458	579	3,929
	603	3,716
458	△ 24	213
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
37	5,747	
17	5,649	
20	98	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	期末手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	3,815		521
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	3,815		521
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	3,815		521
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	3,815		521
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 2,048	異動等に伴う増減分	△ 2,048	
手当	△ 2,190	異動等に伴う増減分	△ 685	
		令和4年5月制度改正に伴う増減分	△ 1,505	期末手当 △ 1,505

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
4,336	593	4,929	
4,336	593	4,929	
4,336	604	4,940	
4,336	604	4,940	
	△ 11	△ 11	
	△ 11	△ 11	

[単位:千円]

備考			
扶養手当	40	期末手当	△ 560
地域手当	△ 120	勤勉手当	△ 840
住居手当	458	児童手当	30
通勤手当	△ 24	管理職員特別勤務手当	20
時間外勤務手当	213	賞与引当金繰入額	98
	(改定前)	(改定後)	
6月期	1.275月分(0.725月分)	1.20月分(0.675月分)	※調整額による減額有
12月期	1.275月分(0.725月分)	1.20月分(0.675月分)	

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。

(3) 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分		一般事務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	295,340円
	平均給与月額	368,717円
	平均年齢	39歳
令和3年10月1日現在	平均給料月額	274,260円
	平均給与月額	342,188円
	平均年齢	37歳

ウ 級別職員数

区分		一般事務職	
		職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1級	3 人	20.0 %
	2級	(1) 3	20.0
	3級	3	20.0
	4級	2	13.3
	5級	2	13.3
	6級	1	6.7
	7級		
	8級	1	6.7
	計	(1) 15	100.0
令和3年10月1日現在	1級	3 人	20.0 %
	2級	(1) 3	20.0
	3級	4	26.6
	4級	1	6.7
	5級	2	13.3
	6級	1	6.7
	7級		
	8級	1	6.7
	計	(1) 15	100.0

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きしています。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級
一般行政職	書記	主事	主任	主査	副主幹

区分	6級	7級	8級
一般行政職	主幹	統括幹・課長	参事・部長

カ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6 %
支給対象職員数	(1) 15 人
一般会計の制度	6 %

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きしています。

イ 初任給

区分	学歴	一般事務職	一般会計の制度
			一般事務職
令和4年4月1日	高校卒	150,600円	150,600円
	大学卒	182,200円	182,200円

エ 昇給

区分		補正後	補正前
		一般事務職	一般事務職
職 員 数(A)		15 人	16 人
昇給に係る職員数(B)		12 人	13 人
号給数別内訳	2号給	人	人
	4号給	12 人	13 人
	6号給	人	人
	8号給	人	人
	1号給	人	人
	3号給	人	人
比率(B)／(A)		80.00 %	81.25 %

職員数欄は、再任用短時間勤務職員以外の職員数です。

オ 期末手当、勤勉手当

区分		補正前	補正後	一般会計の制度
支給 期別 支給率	6月	2.225 月分 (1.175)	2.150 月分 (1.125)	2.150 月分 (1.125)
	12月	2.225 月分 (1.175)	2.150 月分 (1.125)	2.150 月分 (1.125)
	計	4.45 月分 (2.35)	4.30 月分 (2.25)	4.30 月分 (2.25)
職制上の段階、 職務の級等による加算措置		有	有	有
備 考			一般会計の制度に 同じ	6月期末手当から 調整額の減額有

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。

キ その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	

令和4年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		240,387	
ロ 建物	358,856		
減価償却累計額	△ 184,310	174,546	
ハ 構築物	20,725,759		
減価償却累計額	△ 10,358,992	10,366,767	
ニ 機械及び装置	2,203,087		
減価償却累計額	△ 1,438,741	764,346	
ホ 車両運搬具	12,295		
減価償却累計額	△ 11,170	1,125	
ヘ 工具器具及び備品	10,294		
減価償却累計額	△ 9,539	755	
ト 建設仮勘定		88,030	
有形固定資産合計			11,635,956
(2) 無形固定資産			
電話加入権		1,392	
無形固定資産合計			1,392
固定資産合計			11,637,348
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,170,336	
(2) 未収金		314,081	
貸倒引当金		△ 500	313,581
(3) 貯蔵品			1,508
流動資産合計			1,485,425
資産合計			13,122,773

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,495,069	
	企業債合計	<u>1,495,069</u>	1,495,069
	固定負債合計		1,495,069
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,175	
	企業債合計	<u>102,175</u>	102,175
	(2) 未払金		500,592
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,037	
	引当金合計	<u>9,037</u>	9,037
	(4) 預り金		1,697
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>615,501</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,353,151
	長期前受金収益化累計額	△ 2,955,891	
	繰延収益合計		<u>3,397,260</u>
	負債合計		<u><u>5,507,830</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,395,612	
	資本金合計	<u>6,597,805</u>	6,597,805
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	658,852	
	利益剰余金合計	<u>658,852</u>	658,852
	剰余金合計		<u>1,017,138</u>
	資本合計		<u>7,614,943</u>
	負債資本合計		<u><u>13,122,773</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

・主な耐用年数

建物 24～50年

構築物 10～40年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,195千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	5,408,040円
1年超	3,813,920円
計	9,221,960円

III その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和4年度において、期末手当、勤勉手当として21,793千円を支給、及びこれに係る法定福利費として4,094千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,537千円、資本勘定支弁職員分として2,373千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和4年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和4年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,688,229	△ 139	1,688,090		
	1	営業収益	1,374,738	△ 137	1,374,601		
		3 他会計負担金	45,786	△ 137	45,649	1 他会計負担金	△ 137
	2	営業外収益	313,489	△ 2	313,487		
		4 消費税及び 地方消費税還付金	30,164	△ 2	30,162	1 消費税及び 地方消費税 還付金	△ 2

[単位:千円]

説 明
人件費負担金
消費税及び地方消費税還付金

支 出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	水道事業費用		1,366,572	1,145	1,367,717			
	1	営業費用	1,345,097	1,145	1,346,242			
		1	原水及び浄水費	555,551	△ 106	555,445	2 手 当	△ 29
						3 賞与引当金 繰 入 額	△ 9	
						5 法定福利費	△ 68	
		2	配水及び給水費	119,249	△ 603	118,646	2 手 当	△ 397
						3 賞与引当金 繰 入 額	△ 38	
						5 法定福利費	△ 168	

説		明
事	業	備 考
〔人件費等〕	△ 106	
2 手当	△ 29	
時間外勤務手当	82	
期末手当	△ 142	
勤勉手当	31	
3 賞与引当金繰入額	△ 9	
賞与引当金繰入額	△ 8	
法定福利費引当金繰入額	△ 1	
5 法定福利費	△ 68	
職員共済組合負担金		
〔人件費等〕	△ 584	
2 手当	△ 397	
時間外勤務手当	△ 32	
期末手当	△ 262	
勤勉手当	△ 103	
3 賞与引当金繰入額	△ 38	
賞与引当金繰入額	△ 32	
法定福利費引当金繰入額	△ 6	
5 法定福利費	△ 149	
職員共済組合負担金	△ 125	
社会保険料等	△ 20	
労働保険料	△ 4	
〔配水管等維持管理事業〕	△ 19	
・給配水管等維持管理事業		
5 法定福利費		
社会保険料等	△ 14	
労働保険料	△ 5	

支 出
1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		4 業務費	115,122	△ 675	114,447	1 給 料	△ 189
						2 手 当	△ 298
						3 賞与引当金 繰入額	△ 73
						5 法定福利費	△ 115
		5 総係費	51,187	2,529	53,716	1 給 料	1,525
						2 手 当	460
						3 賞与引当金 繰入額	245
						5 法定福利費	299

説		明
事	業	備 考
[人件費等]	△ 675	
1 給料	△ 189	
2 手当	△ 298	
地域手当	△ 12	
通勤手当	△ 27	
時間外勤務手当	28	
期末手当	△ 240	
勤勉手当	△ 47	
3 賞与引当金繰入額	△ 73	
賞与引当金繰入額	△ 62	
法定福利費引当金繰入額	△ 11	
5 法定福利費	△ 115	
職員共済組合負担金		
[人件費等]	2,523	
1 給料	1,525	
2 手当	460	
地域手当	92	
住居手当	140	
通勤手当	27	
時間外勤務手当	418	
期末手当	△ 261	
勤勉手当	24	
管理職員特別勤務手当	20	
3 賞与引当金繰入額	245	
賞与引当金繰入額	200	
法定福利費引当金繰入額	45	
5 法定福利費	293	
職員共済組合負担金	291	
社会保険料等	3	
労働保険料	△ 1	
[企業会計管理事業]	6	
・企業会計経理事務		
5 法定福利費		
社会保険料等	11	
労働保険料	△ 5	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		321,958	16	321,974		
	5	補助金	66,510	16	66,526		
		2 他会計補助金	260	16	276	1 他会計補助金	16

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		1,256,687	△ 6,488	1,250,199		
	1	建設改良費	1,144,914	△ 6,488	1,138,426		
		1 事務費	99,032	△ 6,488	92,544	1 給 料	△ 3,384
						2 手 当	△ 2,024
						5 法定福利費	△ 1,080

[単位:千円]

説 明
一般会計補助金

1-1-1 事務費 [単位:千円]

説 明	
事 業	備 考
[人件費等]	△ 6,488
1 給料	△ 3,384
2 手当	△ 2,024
扶養手当	40
地域手当	△ 200
住居手当	318
通勤手当	△ 24
時間外勤務手当	△ 283
期末手当	△ 1,160
勤勉手当	△ 745
児童手当	30
5 法定福利費	△ 1,080
職員共済組合負担金	

令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度江南市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,072,558 千円	△ 7,917 千円	1,064,641 千円
第1項 営 業 収 益	380,941 千円	△ 54 千円	380,887 千円
第2項 営 業 外 収 益	691,616 千円	△ 7,863 千円	683,753 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,137,811 千円	△ 2,371 千円	1,135,440 千円
第1項 営 業 費 用	1,000,740 千円	△ 2,371 千円	998,369 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「273,369千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,462千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,639千円、当年度分損益勘定留保資金245,268千円」を「267,975千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,364千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,353千円、当年度分損益勘定留保資金238,258千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,073,678 千円	△ 160 千円	1,073,518 千円
第5項 補 助 金	168,716 千円	△ 160 千円	168,556 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,347,047 千円	△ 5,554 千円	1,341,493 千円
第1項 建 設 改 良 費	698,598 千円	△ 5,554 千円	693,044 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	96,881 千円	△ 7,834 千円	89,047 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「204,558千円」を「198,041千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 予算第10条として、債務負担行為を追加する。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
雨水貯留施設整備事業	令和4年度～令和5年度	599,691

令和4年11月25日提出

江南市長 澤田 和延

令和4年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,072,558	△ 7,917	1,064,641
	1 営業収益		380,941	△ 54	380,887
		2 他会計負担金	13,382	△ 54	13,328
	2 営業外収益		691,616	△ 7,863	683,753
		1 他会計負担金	217,733	△ 1,354	216,379
		2 他会計補助金	204,142	△ 6,357	197,785
		5 消費税及び地方消費税還付金	36,787	△ 152	36,635

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,137,811	△ 2,371	1,135,440
	1 営業費用		1,000,740	△ 2,371	998,369
		4 総係費	91,309	△ 2,349	88,960
		5 排水設備費	17,476	△ 22	17,454
		6 減価償却費	580,821		580,821

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			1,073,678	△ 160	1,073,518
	5 補 助 金		168,716	△ 160	168,556
		2 他 会 計 補 助 金	416	△ 160	256

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,347,047	△ 5,554	1,341,493
	1 建 設 改 良 費		698,598	△ 5,554	693,044
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	650,758	△ 5,554	645,204
		4 雨 水 施 設 整 備 費	1,092		1,092

令和4年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 111,393
減価償却費	580,821
引当金の増減額（△は減少）	△ 58
長期前受金戻入額	△ 228,548
支払利息	136,041
未収金の増減額（△は増加）	△ 13,571
未払金の増減額（△は減少）	△ 452
小計	362,840
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 136,041
業務活動によるキャッシュ・フロー	226,799
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 945,149
無形固定資産の取得による支出	△ 37,368
補助金等による収入	208,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 774,312
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	704,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 647,449
他会計からの出資による収入	140,252
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,803
資金増加額（又は減少額）	△ 350,710
資金期首残高	513,309
資金期末残高	162,599

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(5) 5	5,538	19,416	13,840
	資本勘定支弁職員	6		21,234	14,650
	合計	(5) 11	5,538	40,650	28,490
補正前	損益勘定支弁職員	(5) 5	5,538	20,183	14,941
	資本勘定支弁職員	6		22,640	17,937
	合計	(5) 11	5,538	42,823	32,878
比較	損益勘定支弁職員			△ 767	△ 1,101
	資本勘定支弁職員			△ 1,406	△ 3,287
	合計			△ 2,173	△ 4,388

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	1,677	1,741	2,645
	補正前	2,867	2,010	2,863
	比較	△ 1,190	△ 269	△ 218
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,009	6,244	1,200
	補正前	9,699	6,906	960
	比較	△ 1,690	△ 662	240

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
38,794	7,161	45,955	
35,884	7,208	43,092	
74,678	14,369	89,047	
40,662	7,573	48,235	
40,577	8,069	48,646	
81,239	15,642	96,881	
△ 1,868	△ 412	△ 2,280	
△ 4,693	△ 861	△ 5,554	
△ 6,561	△ 1,273	△ 7,834	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,219	320	2,588
1,275	618	2,731
△ 56	△ 298	△ 143
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
9	2,838	
15	2,934	
△ 6	△ 96	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	5		19,416	13,362
	資本勘定支弁職員	6		21,234	14,650
	合計	11		40,650	28,012
補正前	損益勘定支弁職員	5		20,183	14,463
	資本勘定支弁職員	6		22,640	17,937
	合計	11		42,823	32,400
比較	損益勘定支弁職員			△ 767	△ 1,101
	資本勘定支弁職員			△ 1,406	△ 3,287
	合計			△ 2,173	△ 4,388

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	1,677	1,741	2,645
	補正前	2,867	2,010	2,863
	比較	△ 1,190	△ 269	△ 218
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,531	6,244	1,200
	補正前	9,221	6,906	960
	比較	△ 1,690	△ 662	240

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
32,778	6,585	39,363	
35,884	7,208	43,092	
68,662	13,793	82,455	
34,646	6,955	41,601	
40,577	8,069	48,646	
75,223	15,024	90,247	
△ 1,868	△ 370	△ 2,238	
△ 4,693	△ 861	△ 5,554	
△ 6,561	△ 1,231	△ 7,792	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,219	320	2,588
1,275	618	2,731
△ 56	△ 298	△ 143
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
9	2,838	
15	2,934	
△ 6	△ 96	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	期末手当
補正後	損益勘定支弁職員	(5)	5,538		478
	資本勘定支弁職員				
	合計	(5)	5,538		478
補正前	損益勘定支弁職員	(5)	5,538		478
	資本勘定支弁職員				
	合計	(5)	5,538		478
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 2,173	異動等に伴う増減分	△ 2,173	
手当	△ 4,388	異動等に伴う増減分	△ 3,194	
		令和4年5月制度改正に伴う増減分	△ 1,194	期末手当 △ 1,194

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
6,016	576	6,592	
6,016	576	6,592	
6,016	618	6,634	
6,016	618	6,634	
	△ 42	△ 42	
	△ 42	△ 42	

[単位:千円]

備考					
管理職手当	△ 1,190	時間外勤務手当	△ 143	賞与引当金繰入額	△ 96
扶養手当	△ 269	期末手当	△ 496		
地域手当	△ 218	勤勉手当	△ 662		
住居手当	△ 56	児童手当	240		
通勤手当	△ 298	管理職員特別勤務手当	△ 6		
	(改定前)		(改定後)		
6月期	1.275月分		1.20月分	※調整額による減額有	
12月期	1.275月分		1.20月分		

(3) 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分		一般事務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額	303,838円
	平均給与月額	391,820円
	平均年齢	40歳
令和3年10月1日現在	平均給料月額	310,251円
	平均給与月額	403,825円
	平均年齢	40歳

ウ 級別職員数

区分		一般事務職	
		職員数	構成比
令和4年10月1日現在	1級	1 人	9.1 %
	2級	1	9.1
	3級	4	36.3
	4級	3	27.3
	5級		
	6級	1	9.1
	7級	1	9.1
	8級		
	計	11	100.0
令和3年10月1日現在	1級	1 人	9.1 %
	2級	2	18.1
	3級	2	18.2
	4級	2	18.2
	5級	2	18.2
	6級	1	9.1
	7級	1	9.1
	8級		
	計	11	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級
一般行政職	書記	主事	主任	主査	副主幹

区分	6級	7級	8級
一般行政職	主幹	統括幹・課長	参事・部長

カ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6 %
支給対象職員数	11 人
国の指定基準に基づく支給率	6 %

イ 初任給

区分	学歴	一般事務職	国の制度
			行政職(一)
令和4年4月1日	高校卒	150,600円	150,600円
	大学卒	182,200円	182,200円

エ 昇給

区分		補正後	補正前
		一般事務職	一般事務職
職 員 数(A)		11 人	11 人
昇給に係る職員数(B)		10 人	10 人
号給数別内訳	2号給	人	人
	4号給	9 人	9 人
	6号給	人	人
	8号給	人	人
	1号給	人	人
	3号給	1 人	1 人
比率(B)／(A)		90.91 %	90.91 %

オ 期末手当、勤勉手当

区分		補正前	補正後	国の制度
支給 期別 支給率	6月	2.225 月分	2.150 月分	2.150 月分
	12月	2.225 月分	2.150 月分	2.150 月分
	計	4.45 月分	4.30 月分	4.30 月分
職制上の段階、 職務の級等による加算措置		有	有	有
備考			国の制度に同じ	6月期末手当から調整額の減額有

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	市外在住者の上限額 14,000円
通勤手当	同じ	

令和4年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,996,885		
減価償却累計額	<u>△ 1,470,575</u>	18,526,310	
ロ 機械及び装置	230,454		
減価償却累計額	<u>△ 32,404</u>	198,050	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 808</u>	228	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 226</u>	85	
ホ 建設仮勘定		<u>119,095</u>	
有形固定資産合計			18,843,768
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,747,290</u>	
無形固定資産合計			1,747,290
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			20,591,621
2 流動資産			
(1) 現金預金			162,599
(2) 未収金		94,687	
貸倒引当金		<u>△ 553</u>	94,134
流動資産合計			<u>256,733</u>
資産合計			<u><u>20,848,354</u></u>

負 債 の 部			
3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,396,760	
	企業債合計		10,396,760
	固定負債合計		10,396,760
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	681,122	
	企業債合計		681,122
	(2) 未払金		74,242
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,984	
	引当金合計		6,984
	(4) その他流動負債		383
	流動負債合計		762,731
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		7,950,656
	長期前受金収益化累計額		△ 683,941
	繰延収益合計		7,266,715
	負債合計		18,426,206
			<u>18,426,206</u>
資 本 の 部			
6	資 本 金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	421,687	
	資本金合計		2,578,143
7	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 155,995	
	利益剰余金合計		△ 155,995
	剰余金合計		△ 155,995
	資本合計		2,422,148
	負債資本合計		20,848,354
			<u>20,848,354</u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,598千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和4年度において、期末手当、勤勉手当として17,144千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,235千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,443千円、資本勘定支弁職員分として3,843千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和4年度において、債権の不納欠損による損失を400千円計上する見込みであるため、貸倒引当金400千円を取り崩すこととする。

令和4年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,072,558	△ 7,917	1,064,641		
	1	営業収益	380,941	△ 54	380,887		
		2 他会計負担金	13,382	△ 54	13,328	1 他会計負担金	△ 54
	2	営業外収益	691,616	△ 7,863	683,753		
		1 他会計負担金	217,733	△ 1,354	216,379	1 他会計負担金	△ 1,354
		2 他会計補助金	204,142	△ 6,357	197,785	1 他会計補助金	△ 6,357
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	36,787	△ 152	36,635	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	△ 152

[単位:千円]

説	明
一般会計人件費負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,137,811	△ 2,371	1,135,440			
	1	営業費用	1,000,740	△ 2,371	998,369			
		4	総係費	91,309	△ 2,349	88,960		
						1	給 料	△ 767
						2	手 当	△ 1,005
						3	賞与引当金 繰入額	△ 107
						5	法定福利費	△ 379
						32	負 担 金	△ 91

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★
		以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
〔人件費等〕	△ 2,238	
1 給料	△ 767	〈特定財源〉
2 手当	△ 1,005	そ △54千円 一般会計人件費負担金
管理職手当	△ 595	補正後7,270,000円－補正前7,324,000円
扶養手当	62	そ 288千円 一般会計補助金
地域手当	△ 78	補正後384,000円－補正前96,000円
住居手当	168	
通勤手当	△ 274	
時間外勤務手当	△ 34	
期末手当	△ 665	
勤勉手当	△ 126	
児童手当	540	
管理職員特別勤務手当	△ 3	
3 賞与引当金繰入額	△ 107	
賞与引当金繰入額	△ 96	
法定福利費引当金繰入額	△ 11	
5 法定福利費	△ 359	
職員共済組合負担金	△ 359	
〔下水道経営事業〕	△ 111	
・ 企業会計経理事務		水道事業会計人件費負担金
5 法定福利費	△ 20	補正後3,824,000円－補正前3,915,000円
社会保険料等	△ 14	
労働保険料	△ 6	
32 負担金	△ 91	
水道事業会計人件費負担金		

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		5 排水設備費	17,476	△ 22	17,454	5 法定福利費	△ 22
		6 減価償却費	580,821		580,821		

説		明
事	業	備 考
〔排水設備関連事業〕		
	△ 22	
5 法定福利費		〈特定財源〉
社会保険料等	△ 16	そ △1,354千円 一般会計負担金
労働保険料	△ 6	補正後12,767,000円－補正前14,121,000円
〔下水道経営事業〕		
・ 企業会計経理事務		(財源更正)
		〈特定財源〉
		そ △6,645千円 一般会計補助金
		補正後197,401,000円－補正前204,046,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,073,678	△ 160	1,073,518		
	5	補助金	168,716	△ 160	168,556		
		2 他会計補助金	416	△ 160	256	1 他 会 計 補 助 金	△ 160

[単位:千円]

説 明
一般会計補助金

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	資本的支出		1,347,047	△ 5,554	1,341,493			
	1	建設改良費	698,598	△ 5,554	693,044			
		1	汚水管きよ整備費	650,758	△ 5,554	645,204	1 給 料	△ 1,406
						2 手 当	△ 3,287	
						5 法定福利費	△ 861	
		4	雨水施設整備費	1,092				

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
〔人件費等〕	△ 5,554	
1 給料	△ 1,406	〈特定財源〉
2 手当	△ 3,287	そ △160千円 一般会計補助金
管理職手当	△ 595	補正後256,000円－補正前416,000円
扶養手当	△ 331	
地域手当	△ 140	
住居手当	△ 224	
通勤手当	△ 24	
時間外勤務手当	△ 109	
期末手当	△ 1,025	
勤勉手当	△ 536	
児童手当	△ 300	
管理職員特別勤務手当	△ 3	
5 法定福利費	△ 861	
職員共済組合負担金	△ 861	
〔雨水貯留施設整備事業〕		雨水貯留施設整備事業に係る債務負担行為 期間 令和4年度～令和5年度 限度額 599,691千円